

# 使用料等の適正化について（答申）

平成25年10月15日

羽村市使用料等審議会



# 使用料等の適正化について

( 答 申 )

本審議会は、平成25年5月24日に貴職から諮問された「使用料等の適正化」について、延べ8回にわたり慎重に審議を重ねてきたが、このたび諮問項目について結論を得たので、ここに答申する。

平成25年10月15日

羽村市長 並 木 心 殿

羽 村 市 使 用 料 等 審 議 会

会 長 矢 部 久 子

職務代理 河 村 孝 子

委 員 市 野 明

内 田 正 敏

宇津木 牧 夫

加 瀬 哲 夫

須 藤 道 夫

田 村 義 明

橋 本 唯 隆

福 島 美 樹 子

( 五 十 音 順 )



# 目 次

はじめに	1
使用料等の適正化についての意見	2
1 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準について	2
2 各施設使用料等の適正化について	7
(1) 使用料	
コミュニティセンター使用料の適正化について	7
学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について	8
富士見斎場使用料の適正化について	9
産業福祉センター使用料の適正化について	10
小作駅前駐車場使用料の適正化について	11
動物公園駐車場使用料の適正化について	12
公園運動場使用料の適正化について	13
公園夜間照明使用料の適正化について	14
富士見公園クラブハウス使用料の適正化について	15
学校施設夜間照明使用料の適正化について	16
スポーツセンター使用料の適正化について	17
堰下レクリエーション広場使用料の適正化について	18
生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について	19

## ( 2 ) 手数料

放置自転車等撤去手数料の適正化について	20
市政情報開示手数料の適正化について	20
印鑑登録証明手数料の適正化について	21
税務関係証明手数料の適正化について	22
都市計画証明手数料の適正化について	22
その他証明手数料の適正化について	23
道路関係証明手数料の適正化について	24
住民基本台帳カード <sup>※</sup> 交付及び再交付手数料の適正化について	24
市民課閲覧手数料の適正化について	25
税務関係閲覧手数料の適正化について	25
住民票交付手数料の適正化について	26
戸籍附票手数料の適正化について	26
可燃物処理手数料の適正化について	27
粗大ごみ持込手数料の適正化について	27
粗大ごみ収集手数料の適正化について	28
動物の死体処理手数料の適正化について	28
剪定枝持込手数料の適正化について	29
可燃物、不燃物収集手数料（指定袋）の適正化について	30
し尿汲取手数料の適正化について	30

一般廃棄物処理業許可手数料の適正化について-----	31
21 畜犬登録等手数料の適正化について-----	31
22 下水道工事店指定事務手数料の適正化について-----	32
3 水道料金の適正化について-----	33
4 下水道使用料の適正化について-----	37
5 その他-----	39
( 1 ) 各施設使用料における市外料金の設定と減免規定等について	
市外料金の設定について-----	39
減免規定について-----	40
おわりに-----	41
資料編-----	43
1   諮問事項一覧-----	45
2   使用料等の検討資料-----	47
3   審議会の開催経過-----	71
4   審議会委員名簿-----	72



## はじめに

本審議会では、市長から諮問された各施設使用料等の適正化について、各施設のコストの経年比較、利用状況、他自治体の使用料等の資料を基に、審議を進めてきた。使用料等の適正化を図るということは、行政サービスのコストを的確に把握し、そのコストに対する受益者の負担が適正であるかを検証することであり、公共施設使用料等の設定にあたっては、統一的な算定基準を設けたうえで、特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が公平であるかを検証するとともに、他自治体の使用料等との均衡なども考慮しなければならない。

そして、一定の周期で検証することはもちろん、社会経済情勢や行政サービスコストが大きく変わった際などにも、必要に応じて随時検証すべきであると考えている。

## 使用料等の適正化についての意見

### 1 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準について

公共施設の使用料や各種手数料等の額の設定については、これまでコスト計算を行い、経費負担の推移を比較するとともに、近隣自治体の状況や市の他の公共施設などを参考に決定してきたが、平成 17 年度の使用料等審議会での、「特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が適正であるかを判断するために、「使用料等の設定にあたっての統一的な基準」を設ける必要がある」との答申を踏まえ、平成 21 年度の使用料等審議会において、算定基準を設けるものとなった。

そして、本年度の審議会においても、この基準が必要であることから、各施設使用料等の適正化を審議するにあたっての基本ルールとなる行政コスト計算の基準、公費と受益者の適正な負担割合の設定等を行うための基本方針を、別紙「使用料等適正化のための基本方針」のとおり定めたところである。

なお、コスト計算の方法については、新しい公会計制度の導入も見据えつつ、他市町村の算出方法なども参考に、調査・研究を重ねていくことが望ましいと考える。

## 【使用料等適正化のための基本方針】

### 1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

### 2 使用料の算定について

#### (1) 原価(対象経費)

使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費といったランニングコストのみを原価(対象経費)とし、施設の面積等で按分してコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い、使用料として決定してきた。

一方、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、「市民全体の財産」として誰もが利用することができることから、公費(税金)で負担すべきものと考え、使用料算定の原価(対象経費)には算入しないこととしている。

そこで、使用料の算定に係る原価(対象経費)は、以下のとおりとする。

#### \* 使用料算定の原価(対象経費)一覧

項目	説明
人件費	職員の給与や委員報酬などの人にかかる経費
物件費	光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など施設の維持管理・運営にかかる経費
維持補修費	施設修繕料、維持補修工事費など施設を修繕・維持するための経費
補助費等	保険料、施設の維持管理・運営にかかる負担金、補助及び交付金など

\* 職員人件費は、給料、職員手当(退職手当負担金を除く)を合算した一般会計にかかる一般職員(教育長、管理職を除く)の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

#### (2) 原価計算(コスト計算)

施設使用料の原価計算(コスト計算)については、上記の対象経費を合算し、1日あたりのコストを算定し、施設の区分毎に面積・時間で按分して算出する。

なお、1日あたりで算定することが困難な場合や相応しくない場合は、1人あたりコストにより算定することもできるものとする。

##### 1日あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用可能日数

##### 1人あたりコスト

対象経費 × (占有面積 ÷ 占有部分総面積) ÷ 年間利用人数

#### (3) 使用料の計算

使用料は、各施設の区分により計算するが、基本は、1㎡・1時間・1人当たりの単価(コスト)を算出し求めていく。

また、時間単価等を求める場合の稼働率は、原則100%とする。

### 3 施設のサービスの性質による負担区分

市の設置する施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費（税）で負担する割合と受益者が負担する割合を定めることとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとし、まず、1つ目は、行政が行うべき非市場（公共）的サービスか、民間（企業）が提供できる市場的サービスかという視点。

もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎（必需）的なものか、選択的なものかというものである。

これらを整理すると右図のようになる。

		非市場(公共)的			
選 択 的	公費負担	50%	公費負担	100%	基 礎 ( 必 需 ) 的
	受益者負担	50%	受益者負担	0%	
	公費負担	0%	公費負担	50%	
	受益者負担	100%	受益者負担	50%	
		市 場 的			

基礎（必需）的サービス = ほとんどの市民が必要とするサービス

選択的サービス = 特定の市民に必要とされるサービス

非市場（公共）的サービス = 主として行政が提供するサービス

市場的サービス = 民間でも提供されるサービス

区 分	例
基礎的、非市場的	道路、公園など
選択的、非市場的	体育館、運動場、集会施設など
選択的、市場的	ホール、テニスコート、プール、駐車場など
基礎的、市場的	病院、住宅など

### 4 減免・免除の基準を整理、統一化

受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から、減免・免除する範囲は、できるだけ限定することが望ましいが、施設の設置目的等を考慮する必要がある。

### 5 手数料について

手数料は、各種証明書の発行など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担率は、100%を原則することが望ましい。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。

### 6 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる。

よって、定期的に使用料等審議会を開催し、定期的に見直しを行うこととし、期間については4年サイクルを原則とする。

#### 7 改定における上限率の設定について（激変緩和措置について）

使用料の改定にあたっては、市民（利用者）への影響に配慮し、現行使用料等の1.5倍から2倍を上限とするなど、激変緩和措置を講じる必要がある。

#### 8 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が、絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率（稼働率）の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは当然である。これらの経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行う必要がある。



## 2 各施設使用料等の適正化について

### (1) 使用料

#### コミュニティセンター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

コミュニティセンターの使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。

本施設は、昭和60年4月に開館し、途中、管理運営を委託していた期間があるが、平成20年4月からは市が直接管理運営を行っている。

利用状況は、公民館取り壊し後、一時的な増加はあったが、生涯学習センターゆとろぎの完成後は減少したものの、ほぼ横ばいの状況である。

ただし、平成20年度と平成24年度の使用料を比較すると、平成24年度はスポーツセンターの耐震改修等工事により、一時的ではあるが使用者が増加したことから、使用料収入は約105万円の増となった。

一方、平成20年度と平成24年度の総事業費を比較すると、主に委託料の経費削減や施設修繕料の減少により、約934万円の減となっている。

その結果、コストに対する利用者の平均負担割合は、平成20年度の36.2%から平成24年度は43.1%となり、6.9ポイントの増となったが、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

学習等供用施設・地域集会施設の使用料については、各町内会等が施設の管理運営を行い、使用料も各町内会等が収入する利用料金制を採用していたが、地方自治法の改正に伴い、平成 18 年度からは市が直接管理運営を行う形に移行している。使用料については、条例で上限を定めているものの、それまでの地域の実情を考慮し、利用料金制当時の料金のまま据え置かれて現在に至っている。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、主に委託料や施設修繕料が減少したことから約 366 万円の減となっており、そのため、コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 20 年度の 92.5% から平成 24 年度は 104.1% と、11.6 ポイントの増となっている。

平成 20 年度と平成 24 年度の使用料収入を比較すると約 42 万円の減となっていること、また、施設の老朽化による修繕等のコストが今後見込まれることなどから、稼働率を高めるための P R に努める必要があるとの意見があった。

また、利用者の多くは町内会等の免除団体であるが、施設を多くの方々に利用して頂き、有効に活用する必要があることを考慮すると、施設使用料が安価であることを P R するなど、更なる利用促進を図る必要があるとの意見もあった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、コストに対する利用者の平均負担割合は増となっているものの、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 富士見斎場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

富士見斎場使用料については、平成 18 年 9 月に設定され、現在に至っている。

本施設は、通夜・告別式などの葬儀ができる施設で、平成 18 年 9 月から、「株式会社 コナモーレ」に施設運營業務を委託している。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、修繕料が減少したため約 86 万円の減となっている。

その結果、コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 20 年度の 90.4% から平成 24 年度は 106.9% と、16.5 ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、コストに対する利用者の平均負担割合は増となっているものの、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 産業福祉センター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

なお、貸出施設の面積に応じた使用料設定について、検討する必要があると考える。

産業福祉センターは、東京都勤労福祉会館を東京都から羽村市が移管を受けた施設で、市の産業振興の拠点としてリニューアルし、平成 13 年 3 月に開館されたものであり、施設の管理運営は市が直営で行っている。

本施設は、貸出し用のホールや会議室等があり、貸出し用のホール、会議室については、プロジェクターや音響設備等を完備している。なお、これまで、センター主催事業で使用するため、一般の方に貸出しをしていなかった第 3 会議室は、センター主催事業の終了に伴い、施設の利用促進を図るため、平成 24 年 12 月から有料による貸出しを開始したところである。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、約 400 万円の減となっている。これは、事業の見直しによる使用料・賃借料、報酬の減によるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は 86.4%で、平成 20 年度の 63.3%と比較して、23.1 ポイントの増となっている。

本施設の使用料については、移管後も東京都勤労福祉会館の使用料と同額に設定され、現在に至っているとのことであるが、面積が広い貸出しホールの方が、面積がその半分の会議室より使用料が低く設定されており、面積に応じた使用料設定にする必要があるとの意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、コストに対する利用者の平均負担割合は増となっているものの、使用料を改定する範囲に至っていないという結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

なお、貸出施設の面積に応じた使用料設定について、検討する必要があると考える。

## 小作駅前駐車場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

小作駅前駐車場は、第 1 次緊急経済財政対策における歳入確保の取り組みの一つとして、また、小作駅前地区の商業施設等を利用する方の利便性に資するとともに、地域の活性化を図るために、市の直営施設として、平成 22 年 4 月に設置され、現在に至っている。

平成 23 年度と平成 24 年度の総事業費は、ほぼ同水準であり、使用料収入については、両年度とも 1,700 万円を超えるものとなっている。

市営駐車場であるため、近隣の民間駐車場よりも使用料を低く設定してもよいのではないかと、との意見もあったが、本施設の使用料の適正化について検討した結果、近隣の民間駐車場と比較しても、同程度の使用料設定となっており、駅に最も近いことを考慮すると、現行使用料を据え置くことが適当であるという結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 動物公園駐車場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

動物公園駐車場については、第 1 次緊急経済財政対策における歳入確保の取り組みの一つとして、平成 22 年 6 月より、土・日・祝日に限り有料化とし、現在に至っている。

平成 23 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、約 34 万円の増となっている。

また、使用料収入については、利用者が微増したことから約 30 万円の増となり、両年度とも約 1,000 万円の使用料となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、他市の同種施設と比較しても同程度の使用料設定となっていることから、現行使用料を据え置くことが適当であるという結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 公園運動場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

公園運動場については、野球場やソフトボール場、テニスコートといった種類の施設があり、市内の4か所の公園にそれぞれ設置されている。

本施設の使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき平成8年4月に改定され、現在に至っている。

平成20年度と平成24年度の総事業費を比較すると、約498万円の減となっている。また、施設ごとの1日あたりコストについて、平成20年度と平成24年度を比較すると、野球場、ソフトボール場は平均で8.5%の減、テニスコートは平均で15.9%の減、陸上競技場、サッカー場は平均で2.6%の増となっている。

平成24年度のコストに対する利用者の平均負担割合は、42.0%～120.0%と開きがあるが、公園運動施設全体では81.1%となっており、平成20年度の77.1%と比較して、4.0ポイントの増となっている。

なお、テニスコートの使用料については、近隣他市の状況をみると、多摩26市の平均使用料（2時間利用）が1,077円であるのに対し、羽村市は300円と、非常に低く設定されていることから、料金を上げてはどうかとの意見があった。

また、現在実施している武蔵野公園テニスコートの改修には、多額の経費を要することから、使用料を見直す必要があるとの意見もあった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、近隣市との使用料の差はあるものの、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 公園夜間照明使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

公園夜間照明の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、電気料について契約先を東京電力(株)から PPS (特定規模電気事業者)に変更し、電気料が減少したことにより、約 90 万円の減となっている。

平成 24 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は、122.3%と高くなっているが、その理由は総事業費が減少したことと、夜間照明施設は大量の電力を消費する特殊な施設であるため、受益者に応分の負担を求めていることにある。

なお、各施設の稼働率を 100%と仮定した理論値でコストを算出していることから、個別にみるとソフトボール場の利用者負担割合が 208.3%と高くなっているが、使用時間実績からコストを算出すると、実際の利用者負担割合は約 60%となる。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、平成 20 年度と平成 24 年度のコストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、10.2 ポイントの増となっているが、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 富士見公園クラブハウス使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

富士見公園クラブハウスの使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

施設の形態は、主にスポーツ団体等にミーティング等のために部屋を提供しているものであるが、各種団体の会議等にも利用されている。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、約 1 万円の増となっており、ほとんど変わらない。

平成 24 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は 47.2%で、平成 20 年度と比較して、3.6 ポイントの減となっている。これは、第 2 ミーティングルームの利用件数が平成 20 年度と比較して、平成 24 年度は、258 件多い 315 件と 5 倍以上伸びたことにより、人件費が増加したためである。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、コストに対する利用者の平均負担割合が減少しているものの、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 学校施設夜間照明使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

学校施設夜間照明使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、東小学校のグラウンド照明ランプを修繕したことにより、約 28 万円の増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、平成 24 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は 64.8%で、平成 20 年度と比較して、5.5 ポイントの減となっているが、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## スポーツセンター使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

スポーツセンターの使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。また、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 14 年 4 月から市外利用者の使用料が 1.5 倍に設定されている。

本施設は、体育・スポーツやレクリエーション活動を通じて、市民が健康・体力づくりを行い、心身ともに健康な生活を維持できるよう設置され多くの市民に利用されている。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、約 1,313 万円の減となっている。これは、スポーツセンター耐震改修等工事により、平成 24 年 9 月から 7 ヶ月間ホール等の貸し出しを休止していたことによるものである。

平成 20 年度と平成 24 年度のコストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、貸切利用においては、上記の理由により総事業費が大幅に減少したため、13.1 ポイントの増となり、個人利用においては、休館に伴う利用者数の減少により一人あたりコストが、平均で 64.3% 増加したことにより、8.8 ポイントの減となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、スポーツセンター耐震改修等工事に伴う休館により総事業費が減少したことから、コストに対する利用者の平均負担割合が 11.3 ポイントの増となっているが、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 堰下レクリエーション広場使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

堰下レクリエーション広場の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

施設の形態は、芝生広場、テントサイト、営火場で構成されており、主に市内の青少年団体に利用されている。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、約 4,000 円の減で、ほとんど変動はない。

平成 20 年度と平成 24 年度のコストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、0.2 ポイントの微減でほとんど変動がなく、また、主な利用団体である市内の青少年団体等の利用については、使用料の減免規定が設けられていることから、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について

《結論》 現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

生涯学習センターゆとろぎの使用料については、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき新たに設定され、平成 18 年 4 月から現在に至っている。

本施設は、大・小ホールをはじめ、レセプションホール、創作室、学習室、和室等を有し、文化・芸術活動の促進等、多くの人々が集い交流する市民の生涯学習活動の場として、活発に利用されている。

平成 20 年度と平成 24 年度の総事業費を比較すると、人件費や委託料などの経費削減により、約 1,261 万円の減となっている。

その結果、平成 24 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は、平成 20 年度の 60.7%と比較して 4.4 ポイントの増となり、65.1%となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、総事業費が減少したことから、コストに対する利用者の平均負担割合が 4.4 ポイントの増となったものの、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## ( 2 ) 手数料

### 放置自転車等撤去手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

放置自転車等撤去手数料については、平成 6 年 10 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、禁止区域内及び市が設置した自転車駐車場内に放置された自転車等を撤去した際、当該自転車等の利用者等からその撤去に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、自転車が 41.8%、原動機付自転車が 62.7%となっている。

都内区市町村の手数料と比較して、当市の手数料は概ね平均的な額となっている。

放置自転車等撤去手数料の適正化について検討した結果、改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

### 市政情報開示手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

市政情報公開手数料については、平成 15 年 10 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、行政の説明責任の確保を図るために設けられた制度であり、市政情報開示請求により、開示を行うための事務に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、市民及び利害関係者等は無料、市民以外は 1.2%となっている。

受益者負担の観点からみると、他の証明手数料に比べて著しく低い数値であるが、他市の状況と比較しても大きな差はなく、市民以外の手数料を有料にしているのは、悪質な情報公開請求行為を防止するためである。

これらの状況を踏まえて、市政情報開示手数料の適正化について検討した結果、市民以外の年間利用件数も多くないことから、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

### 印鑑登録証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

印鑑登録証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、印鑑登録証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、窓口分が 82.0%で、自動交付機分が 24.3%となっている。

羽村市では、トータルコストの削減に向け、自動交付機の利用促進を図っているが、利用率が窓口交付に比べて低い状況であることから、自動交付機の手数料設定を見直すなど、利用率が向上するよう検討する必要があるとの意見があった。

印鑑登録証明手数料の適正化について検討した結果、他市と比較しても、概ね平均的な額となっていることから、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

## 税務関係証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

税務関係証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、課税・非課税証明、法人証明、評価証明、住宅用家屋証明、納税証明等税務に関係する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、各区分 53.3% ~ 390.4% となっている。このうち 100%を超える住宅用家屋証明については、多摩 26 市において一律の手数料である。

また、住民票等の手数料は、窓口申請と郵送申請の手数料に差を設けているが、税務関係証明手数料には郵送申請の手数料が設定されておらず、市として統一することが望ましいとの意見があったが、税務関係証明は原則として第三者が申請することができないため、郵送申請の手数料を設定することは馴染まないものとなっている。

税務関係証明手数料の適正化について検討した結果、他市と比較しても、概ね平均的な額となっていることから、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

## 都市計画証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

都市計画証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、用途地域、都市計画道路、都市計画緑地、市街化区域等の都

市計画に関する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は 12.5%であるが、福生都市計画区域内にある福生市、瑞穂町と同額の手数料となっている。

当市の現行手数料は 200 円であるが、他市の状況を見ると 1,500 円に設定している市（1 市）があることから、今後とも他市町村の状況把握に努めていく必要があるとの意見があった。

都市計画証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### その他証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

その他証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、行政区域の境界証明書、住民票記載事項証明書、不在住証明書、不在籍証明書、身分証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、各区分 24.9%～82.0%となっている。

その他証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

## 道路関係証明手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

道路関係証明手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、土地境界図証明書や公道証明等道路に関係する証明書の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担の割合は、24.9%となっている。

また、手数料の金額は、多摩 26 市と比較して、概ね平均的な額となっている。

道路関係証明手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

## 住民基本台帳カード交付及び再交付手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

住民基本台帳カード交付及び再交付手数料については、平成 15 年 8 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、住民基本台帳カードの交付及び再交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は 19.9%となっているが、東京都下 30 市町村において、同額の手数料となっている。

今後導入が予定されている社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度により、制度が大きく変更となることから、今後の動向に注視する必要があるとの意見があった。

住民基本台帳カード交付及び再交付手数料の適正化について検討した結果、

手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考え

#### 市民課閲覧手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考え

市民課閲覧手数料については、平成 16 年 6 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、住民票の一部の写しの閲覧に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は 108.7%となっているが、本手数料は第三者による個人情報の悪質な取得を抑止するものともなっている。

市民課閲覧手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考え

#### 税務関係閲覧手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考え

税務関係閲覧手数料については、平成 15 年 7 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、地籍図等の閲覧に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、32.0%となっている。

税務関係閲覧手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### 住民票交付手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

住民票交付手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、そのうち郵送分は、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 18 年 4 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、住民票の写しの交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、窓口分が 82.0%で、郵送分が 107.2%、自動交付機分が 24.5%となっている。

羽村市では、トータルコストの削減に向け、自動交付機の利用促進を図っているが、利用率が窓口交付に比べて低い状況であることから、自動交付機の手数料設定を見直すなど、利用率が向上するよう検討する必要があるとの意見があった。

住民票交付手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### 戸籍附票手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

戸籍附票手数料については、昭和 63 年 6 月に改定され、そのうち郵送分は、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 18 年 4 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、戸籍附票の交付に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、窓口分で 49.0%、郵送分で 74.1%となっている。

戸籍附票手数料の適正化について検討した結果、他市町村と比較しても、概ね同程度の額となっていることから、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### 可燃物処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

可燃物処理手数料については、平成 16 年 10 月に改定され、現在に至っている。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、75.0%となっている。

また、塵芥処理に係る業務は、他の自治体との協力により広域で実施しているものである。

可燃物処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### 粗大ごみ持込手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

粗大ごみ持込手数料は、平成 14 年 10 月に改定され、現在に至っている。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、50.0%となっている。

また、塵芥処理に係る業務は、他の自治体との協力により広域で実施して

いるものである。

粗大ごみ持込手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### 粗大ごみ収集手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

粗大ごみ収集手数料は、平成 14 年 10 月に改定され、現在に至っている。平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、50.0%となっている。また、塵芥処理に係る業務は、他の自治体との協力により広域で実施しているものである。

粗大ごみ持込手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### 動物の死体処理手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

なお、コストに対する利用者負担割合を、今後、100%に近づけていくことについて検討する必要があると考える。

動物死体処理手数料については、平成 14 年 10 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、動物の占有者から、動物の死体の処理を代行して行う場合に、その経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、1 体あたり 69.7%となっ

ている。

また、処理方法が同じ近隣市町と比較すると、同額となっている。

畜犬登録等手数料の利用者負担割合は 100%を超えるものとなっていることから、本手数料についても利用者に 100%の負担を求めるべきとの意見や、個人のペットが亡くなって、死体の処理を市に依頼する際は、その経費を飼い主が全て負担すべきとの意見があった。

動物死体処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

なお、コストに対する利用者負担割合を、今後、100%に近づけていくことについて検討する必要があるとする。

#### 剪定枝持込手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

剪定枝持込手数料は、平成 14 年 10 月に改定され、現在に至っている。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、50.0%となっている。

また、塵芥処理に係る業務は、他の自治体との協力により広域で実施しているものである。

剪定枝持込手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であるとする。

## 可燃物、不燃物収集手数料（指定袋）の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

可燃物、不燃物収集手数料（指定袋）は、平成 14 年 10 月に改定され、現在に至っている。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、指定収集袋のミニ袋が 15.6%、小・中・大袋が 16.7%となっている。

また、塵芥処理に係る業務は、他の自治体との協力により広域で実施しているものである。

可燃物、不燃物収集手数料（指定袋）の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

## し尿汲取手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

し尿汲取手数料については、平成 21 年 4 月に料金体系を従量料金制から回数料金制に移行・改定され、現在に至っている。

本手数料は、公共下水道未接続の一般世帯及び事業所の便所等から排出されるし尿汲取に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 4.3% ~ 41.7%となっている。

平成 21 年 4 月に料金体系を回数料金制に改定したことにより、事業効率が向上したが、コストに対する利用者負担割合は低いことから、改善意識を持ち、コスト削減に取り組んで欲しいとの意見があった。

し尿汲取手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### 一般廃棄物処理業許可手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

一般廃棄物処理業等許可手数料については、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 18 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、一般廃棄物の収集運搬業等を営む事業者の許可等に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 58.4% ~ 186.7%となっており、全区分の平均は、95.1%となっている。

一般廃棄物処理業等許可手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

#### ② 畜犬登録等手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考える。

なお、西多摩保健所管内の近隣市と調整を図るなど、コストに対する利用者負担割合の改善に努める必要があると考える。

畜犬登録等手数料については、事務移管前の東京都の手数料額を引き継いで、平成 11 年 3 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、狂犬病の発生予防及び蔓延防止のために、飼い主に登録を義務付けたもので、その登録に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、各区分とも犬の鑑札再交付手数料の 100.2%から狂犬病予防注射済票交付手数料の 114.8%の範囲とな

っている。

なお、本手数料については、都内全ての自治体で同一の手数料となっている。

高齢社会において、高齢者の癒しやケアなど、ペットの存在は重要になってきていることから、今後、コストに対する利用者負担割合を下げる方向で検討を行うことが望ましいといった意見や、市内の登録されていない犬の状況についても、捕捉に努める必要があるなどの意見があった。

畜犬登録等手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況には至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

なお、西多摩保健所管内の近隣市と調整を図るなど、コストに対する利用者負担割合の改善に努める必要があると考ええる。

## ②下水道工事店指定事務手数料の適正化について

《結論》 現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

下水道工事店指定事務手数料については、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 18 年 4 月に設定され、現在に至っている。

本手数料は、羽村市の指定下水道工事店の指定を受ける場合や排水設備責任技術者の登録等に要する経費として納入されるものである。

平成 24 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 74.6% ~ 111.9%となっている。

また、東京都下 30 市町村とほぼ同額の手数料となっている。

下水道工事店指定事務手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行手数料を据え置くことが適当であると考ええる。

### 3 水道料金の適正化について

《結論》 別表の『水道料金改定(案)』のとおり、見直すことが適当である  
と考える。(平均改定率 21.33%)

なお、一公営企業として、経営改善努力を引き続き継続して実施  
していく必要があると考える。

(水道事業の現状と見通し)

水道料金については、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成  
14 年 4 月に改定され、現在に至っている。

水道事業経営は、地方公営企業法第 3 条に基づき、「常に企業の経済性を発  
揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」  
と定められており、地方公共団体による経営の効率化努力を前提とした能率  
的な事業運営のもと、事業に必要な経費を受益者負担の原則に則った料金収  
入(水道料金)を主たる財源として、独立採算制により事業経営することと  
なっている。

羽村市の水需要は、大口使用者の撤退、企業の節水型生産体制への移行、  
景気低迷の影響、一般家庭における節水機器の普及や節水意識の高まり、少  
子高齢化を背景とする家族構成やライフスタイルの変化など様々な要因が複  
合的に影響し、ほとんどの口径において、使用水量が減少傾向にある。

また、一般家庭等の小口径の使用水量については、家族構成やライフスタ  
イルの変化等の影響を受けて、従量料金のかからない水量が増加している。  
従量料金のかからない水量については、全ての口径の総使用水量の約 4 割を  
占める状況にある。このため、今後の水需要の見通しについては、使用水量  
の減少傾向が続くものと推測できる。

財政収支においても、財政推計に基づいて検討した結果、収入において、  
使用水量に比例し、減少傾向は当面続くことと推測され、支出については、  
水道施設の運転管理業務や料金の徴収業務全般を委託化するなどして、職員  
数を削減し、人件費を抑制するなど、経常経費の削減に努めているものの、  
平成 27 年度以降、資金保有額に約 9,600 万円～約 4 億 8,800 万円の欠損金が

生じる見込みとなっている。

今後の施設整備については、管種替えによる配水管の耐震化を推進していく計画であり、また、末端配水モニター設置工事や水位計等計装機器の老朽化に伴う取換工事などを計画している。こうした施設整備は、安全で良質な水道水を安定して供給するための必要最低限のものであるが、財源となる給水収益が減少していることから、これらの整備工事の実施年度については、今後の財政状況に合わせて、再検討する必要が生じる可能性もある。

#### （料金適正化の検討）

水道事業の現状と今後の財政収支を見通すと、良質な地下水を原水とした水道水を将来にわたって市民に安定して供給し続けるためには、必要最低限の料金改定は避けられないものとする。

これらのことを踏まえて、財政収支における料金算定期間を平成 26 年度から 29 年度までの 4 か年とする形で検討した結果、各口径における基本料金と従量料金の改定を行わない限り、健全な経営が成り立たなくなることが見込まれる。

一方、この改定を行うことにより、今後 4 年間の現金収支については、資金保有額の一定水準の確保が図られるものとなる。

この改定を基に平成 24 年度の水道使用量により改定率を試算した結果、消費税を除いた平均改定率は 21.33% となっている。一般家庭（口径 20 mm）における 2 か月の平均的使用水量（38 m<sup>3</sup>）でみると、改定率は 33.3%（消費税 5% を含む）となり、額にして 1,130 円の引き上げとなっている。これは、東京都の料金と比較しても 11.4%、額にして 582 円安くなっている。

なお、小口径については、平均改定率より高い傾向となっているが、この理由としては、従来の 10 m<sup>3</sup> まで従量料金を賦課しない基本水量制の料金体系を廃止し、水量に応じて料金を求めることとしたためである。

料金改正（案）の内容を反映した財政推計に基づく資金保有額は、平成 27 年度以降、約 3 億 800 万円～3 億 5,800 万円程度を確保できる見込となっている。

本審議会は、前述の水道事業の経営状況に鑑み、改定の必要性を認識し、

別記の改定案を妥当と認めるものである。

なお、今回の改定案により、一定の給水収益が確保できるものの、安定した経営のためには、さらなる合理化を推進することが必要である。

したがって、4年間の算定期間においても安全で良質な水道水を安定供給するための施設整備事業を計画的に実行できるよう、健全な事業経営に努めることを望むものである。

また、今後においても、時期を失することなく料金の適正化について定期的に見直しを図るべきであると考えている。

#### (改定案に対する意見)

震災等に備え、配水管の耐震化工事を実施していく必要性から、料金改定は妥当であると考えているが、公営企業経営における収支のバランスは非常に重要である。そのため、新たな収入の確保について今後も調査・研究し、財源確保に努める必要があるという意見や、社会構造が変化していく中で、収益をいかに確保するかということについて、新たな観点から総合的に研究していく必要があるという意見があった。

また、今後の財政推計等を検討した結果、改定率は数値的には妥当ではあるが、水道料金の改定により、市民の負担が増えるため、更なる企業努力が必要であるという意見もあった。

さらには、これ以上料金改定をすることのないよう、断固たる決意で経営改善に取り組むことは当然であり、コスト削減努力などの経営改善の成果については、次回設置される使用料等審議会において報告することを義務付けるべきであるとの意見もあった。

以上、改定案に対する意見はあったものの、水道事業の安定的経営を図る必要性があることから、水道料金の適正化については、改定案のとおり見直すことが適当であるという結論に達した。

よって、水道料金について、別表の水道料金改定(案)のとおり見直すことが適当であると考えている。

なお、一公営企業として、経営改善努力を引き続き継続して実施していく必要があると考えている。

# 水道料金改定(案)

1ヶ月あたりの水道料金を次のとおり改定する。

**平均改定率: 21.33%**

(消費税抜き料金、単位 円)

料金区分 需要種別		基本料金 A	従量料金(1㎡あたり) B						水量区画		
			1㎡～10㎡	11㎡～20㎡	21㎡～30㎡	31㎡～100㎡	101㎡～200㎡	201㎡～1000㎡		1001㎡～	
小口径	13mm	現行料金							7区画		
		<b>改定料金</b>									
		増減額									
	20mm	現行料金	0	103	140	178	245	305		347	
		<b>改定料金</b>	<b>30</b>	<b>125</b>	<b>160</b>	<b>200</b>	<b>260</b>	<b>350</b>		<b>370</b>	
		増減額	30	22	20	22	15	45		23	
	25mm	現行料金	皆増	21.36%	14.29%	12.36%	6.12%	14.75%		6.63%	
		<b>改定料金</b>									
		増減率									
中口径	30mm	現行料金							4区画		
		<b>改定料金</b>									
		増減額									
	40mm	現行料金	178					245		305	347
		<b>改定料金</b>	<b>200</b>					<b>260</b>		<b>350</b>	<b>370</b>
		増減額	22					15		45	23
50mm	現行料金	305					305	347	347		
	<b>改定料金</b>	<b>350</b>					<b>350</b>	<b>370</b>	<b>370</b>		
	増減額	45					45	23	23		
大口径	75mm	現行料金							2区画		
		<b>改定料金</b>									
		増減額									
	100mm	現行料金	347					347		347	347
		<b>改定料金</b>	<b>370</b>					<b>370</b>		<b>370</b>	<b>370</b>
		増減額	23					23		23	23
150mm	現行料金	6.63%					6.63%	6.63%	6.63%		
	<b>改定料金</b>										
	増減率										
公衆浴場	現行料金	0	85					2区画			
	<b>改定料金</b>	<b>30</b>	<b>100</b>								
	増減額	30	15								
	増減率	皆増	17.65%								

#### 4 下水道使用料の適正化について

《結論》 現行下水道使用料を据え置くことが適当であると考える。

(下水道事業の現状と見通し)

下水道料金については、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 18 年 4 月に改定され、現在に至っている。

下水道事業は、公営企業として位置づけられており、税金などの公費で負担すべき雨水処理に要する経費を除き、その事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算が原則となっている。

つまり、利用者が明らかである汚水処理については、下水道使用料で賄うことを原則としている。

羽村市の下水道使用料については、多摩 26 市中、使用量区分により異なるものの、平均して 4 番目に低いものとなっている。

下水道財政推計に基づく平成 29 年度までの試算では、これまでの下水道整備のために借り入れた地方債の償還が進むことにより、公債費が年々減少していくこと、また、節水意識の向上や各種節水機器の普及などにより、有収水量も減少することから、汚水処理費は減少していくことが予想される。

そのため、一般会計からの繰入金も減少し、汚水処理の経費に係る使用者負担率は、平成 26 年度以降 100%を超えることが見込まれる。

しかし、下水道整備事業(汚水工事)については、昭和 48 年に事業に着手して以来、約 40 年が経過し、布設した汚水管が老朽化していくことから、今後、長寿命化工事を計画的に実施していかなければならない。

また、国においては、民間企業に準じた会計基準を下水道事業に適用することが検討されていることから、会計制度の変更に伴うシステム改修などの多額の経費が今後必要となることが見込まれている。

(下水道使用料の適正化)

現状の下水道事業は、計画的な管理・運営により、地方債の償還が進み、公債費が年々減少していることから、使用者負担率は、汚水処理費を賄うこ

とができる割合で推移していくこととなる。

しかし、老朽化した污水管の更新に要する経費や、会計制度の変更に伴い発生する経費などが、今後明らかになることによって、污水处理経費が大幅に増加することが予測される。

下水道使用料の適正化について検討した結果、今後の污水处理経費の増大に備える必要があるが、現時点では、下水道使用料の適正化を図るために必要な事業量等を見通せないことから、使用料を改定する状況に至っていないとの結論に達した。

よって、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 5 その他

### (1) 各施設使用料における市外料金の設定と減免規定等について

#### 市外料金の設定について

《結論》 市外利用者の料金設定については、各施設の稼働率や市外利用者の利用状況を把握したうえで、施設ごとに検討する必要があると考える。

市外利用者の料金設定については、平成 13 年度の使用料等審議会の答申を受け、平成 14 年 4 月からスポーツセンター及びスイミングセンターの使用料について、市外料金（1.5 倍）を設定している。

また、多摩 26 市では、概ね 3 割程度の市が市外料金を設定しており、市外料金の設定率は平均で約 2.0 倍である。

なお、羽村市では、市内の団体が優先的に利用できるよう、市民と市外利用者の施設予約の開始日に差を設けている。

他市の状況を見ると、野球場やテニスコートに市外料金を設定している市が多いことから、野球場とテニスコートには市外料金を設定しても良いとの意見や、近隣市が市外料金を設定して、羽村市では設定していない状況は不公平感があることから、近隣市並みに市外料金を設定しても良いとの意見があった。

また、個人利用については、羽村市民も他市の施設を利用することがあり、広域利用という観点が必要であることから、市外料金を設定する必要はないとの意見や、施設の利用促進を図っていく観点から、市外料金を設定するのではなく、市民が自由に公共施設を利用できる日を設けるなど、利用促進に向けた取組みを考えるべきであるとの意見もあった。

市外料金の設定について検討した結果、市内の団体が優先的に利用できるよう予約方法に差を設けており、市民の予約が入っていないところに市外の利用者が予約を入れている状況であると思われることから、各施設の稼働率を把握し、かつ、市外利用者の利用状況を確認したうえで、市民が

利用しづらい状況であれば、施設ごとに検討することが必要であるという結論に達した。

#### 減免規定について

《結論》 減免規定については、施設の設置目的を勘案し、適用範囲を改めて見直すとともに、社会教育関係団体の減免については、施設間で統一を図る必要があると考える。

減免規定については、各施設の設置目的に沿った形でそれぞれ規定されており、近隣市の減免規定をみても、ほぼ同様の状況である。

免除が適用される団体は使用料を支払う必要がないことから、他の使用者に比べて優遇されており、使用者間で不公平感がある。また、必要以上に予約を入れ、他の利用者が予約できないという状況もみられることから、免除の適用範囲については見直すべきであるとの意見や、他市の減免規定に比べて細かい設定となっているため、なるべくシンプルに整理したほうが良いとの意見があった。

また、現状は施設の付属設備に対する減免規定はないが、施設と付属設備を合わせると使用料が高額となることから、減価償却なども考慮して、付属設備も減免の対象とすべきであるとの意見や、社会教育関係団体が生涯学習センターゆとろぎを利用する場合は減額対象となるが、コミュニティセンターを利用する場合は減額対象とならないことから、社会教育関係団体の減免について、施設間で統一を図る必要があるとの意見があった。

減免規定について検討した結果、施設の設置目的を勘案し、適用範囲を改めて見直すとともに、社会教育関係団体の減免については、施設間で統一を図ることが必要であるという結論に達した。

## おわりに

本審議会は、平成 25 年 5 月 24 日に市長から「使用料等の適正化について」の諮問を受け、延べ 8 回にわたって慎重に審議を重ねてきた。

使用料や手数料における受益者負担の適正化を図ることは、施設を利用する方と利用しない方との「負担の公平性・公正性」を確保することはもちろん、現下の厳しい財政状況にあっては、歳入確保の観点からも重要であると認識したところである。

今後も定期的に使用料等の適正化について検証を行うことと思うが、社会経済情勢がめまぐるしく変化する中では、臨機応変に適切な時期を捉えて実施する必要があるとともに、検証にあたっては、行政サービスに係るコストを正確に把握することが重要であることから、他市の事例なども参考に、より合理的なコスト算定方法について、引き続き調査・研究を続ける必要があると考える。

また、施設の稼働率を上げ、いかに収入を確保するかという経営的な視点からも、使用料の適正化について検討する必要があると考える。

今後も市においては、絶えず行政コストの検証を行い、低コストで質の高い行政サービスを市民に提供されることを期待するものである。



# 資 料 編



# 1. 諮問事項一覧

名 称	前回改定 時 期	経過 年数	H21年度における審議内容			備 考
			審議	答申	答申内容	
使 用 料						
コミュニティセンター	H8.4.1	17			-	
学習等供用施設・地域集会施設	H18.9.1	6.6			公平性の確保から要検討	
富士見斎場	H18.9.1	6.6			-	
産業福祉センター	H12.7.1	12.9			-	
小作駅前駐車場使用料	H22.4.1	3	-	-	-	
動物公園駐車場使用料	H22.6.1	2.10	-	-	-	
公園運動場	H8.4.1	17			市外利用者料金を要検討	
公園夜間照明	H8.4.1	17			-	
富士見公園クラブハウス	H8.4.1	17			-	
学校施設夜間照明	H8.4.1	17			-	
スポーツセンター	H14.4.1	11			市外利用者料金を要検討	
堰下レクリエーション広場	H8.4.1	17			-	
生涯学習センターゆとろぎ	H18.4.1	7			-	
手 数 料						
放置自転車等撤去手数料	H6.10	18.6			-	
市政情報開示手数料	H15.10.1	9.6			他自治体の動向を慎重に検討し増額が適当	
印鑑登録証明手数料	S63.6	24.10			-	
税務関係証明手数料	S63.6	24.10			-	
都市計画証明手数料	S63.6	24.10			-	
その他証明手数料	S63.6	24.10			-	
道路関係証明手数料	S63.6	24.10			-	
住民基本台帳カード交付及び 再交付手数料	H15.8.25	9.8			-	
市民課閲覧手数料	H16.6.1	8.10			-	
税務関係閲覧手数料	H15.7.1	9.9			-	
住民票交付手数料	S63.6	24.10			-	H18.4郵便等申請を改正
戸籍附票手数料	S63.6	24.10			-	H18.4郵便等申請を改正
可燃物処理手数料	H16.10.1	8.6			-	
粗大ごみ持込手数料	H14.10.1	10.6			-	
粗大ごみ収集手数料	H14.10.1	10.6			-	
動物の死体処理手数料	H14.10.1	10.6			-	
剪定枝持込手数料	H14.10.1	10.6			-	

名 称	前回改定 時 期	経過 年数	H21年度における審議内容			備 考
			審議	答申	答申内容	
可燃物、不燃物収集手数料(指定袋)	H14.10.1	10.6			-	
し尿汲取手数料	H21.4.1	4			-	
一般廃棄物処理業許可手数料	H18.4.1	7			-	
畜犬登録等手数料	H11.3	14.1			-	
下水道工事店指定事務手数料	H14.4.1	11			-	
水道料金	H14.4.1	11			平均改定率18.57%	
下水道使用料	H18.4.1	7			-	
そ の 他						
各施設使用料における市外料金の設定と減免規定等について						
市外料金の設定について						
減免規定について						

## 2. 使用料等の検討資料

### (1) 使用料

#### コミュニティセンター使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		<p>コミュニティセンターは市民の連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会を育むこと、また高齢者の福祉向上及び健康の保持増進を図るため、コミュニティ活動の拠点として設置された施設である。</p> <p>機能としては、館内の各種研修室やホールなどの貸出、市民活動についての情報収集や提供、活動支援・相談、ボランティア活動のコーディネートを行うほか、高齢者の憩いの場として入浴サービスや各種おこのみ講座などの実施、機能回復訓練など実施している。</p> <p>利用状況については、平成18年度は、生涯学習センターゆとろぎの開館により一時的に減少したが、平成24年度はスポーツセンター改修工事により一時的に増加したものの、平成24年度以外における平成20年度からは、ほぼ横ばいの利用状況となっている。</p>						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある <input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない <input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	50,290,836円	85.8%	41,649,821円	84.5%	-8,641,015円	-1.3
		人件費	8,323,750円	14.2%	7,626,080円	15.5%	-697,670円	1.3
		合 計	58,614,586円	100.0%	49,275,901円	100.0%	-9,338,685円	
歳入	使用料	4,157,155円	7.1% ※	5,203,015円	10.6% ※	1,045,860円	3.5	

【利用者との負担割合の比較】

※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減		
	利用者	市	利用者	市	利用者	市	
施設全体の負担割合		36.2%	63.8%	43.1%	56.9%	6.9	-6.9

#### 学習等併用施設、地域集会施設使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		<p>学習等併用施設は、地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供することを目的とした施設である。地域集会施設は、地域住民の集会並びに学習等の用に供することを目的とした施設である。このように、学習等併用施設、地域集会施設に区分されているが、どちらも地域の皆さまのコミュニティ活動の拠点として、活用していただくための会館として位置づけられている。</p>						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある <input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない <input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	32,273,830円	77.6%	29,394,200円	77.5%	-2,879,630円	-0.1
		人件費	9,322,600円	22.4%	8,541,209円	22.5%	-781,391円	0.1
		合 計	41,596,430円	100.0%	37,935,409円	100.0%	-3,661,021円	
歳入	使用料	6,246,000円	15.0% ※	5,824,100円	15.4% ※	-421,900円	0.4	

【利用者との負担割合の比較】

※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減		
	利用者	市	利用者	市	利用者	市	
施設全体の負担割合		92.5%	7.5%	104.1%	-4.1%	11.6	-11.6

### 富士見斎場使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		市民が低廉な費用で安心して葬儀が執り行えることを目的として、昭和53年6月から開設している。葬儀は、昨年度は147件、日数にすると、287日の使用があった。						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない				
		<input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	9,596,751円	93.6%	8,775,993円	93.4%	-820,758円	-0.2%
		人件費	657,600円	6.4%	616,896円	6.6%	-40,704円	0.2%
		合計	10,254,351円	100.0%	9,392,889円	100.0%	-861,462円	
歳入	使用料	9,275,000円	90.4% ※	9,930,000円	105.7% ※	655,000円	15.3%	

【利用者との負担割合の比較】 ※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	90.4%	9.6%	106.9%	-6.9%	16.5%	-16.5%

### 産業福祉センター使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		<p>(設置目的) 市内の産業に携わる人々の活動を支援し、もって羽村市の発展に資する。</p> <p>(機能) 第2会議室：会議・会合・講習会等に使用(利用人員50人まで)プロジェクター・マイク等音響設備有 第3会議室：小規模の会議に使用(利用人員10人まで)〔H24.12月有料使用開始〕 多目的室：会議・会合・講演会・式典・展示会等に使用(利用人員120人まで)プロジェクター・マイク等音響設備有 和室：茶室として利用可(12畳)</p> <p>(実績) 第2会議室：利用人員6,097人 稼働率29% 第3会議室：利用人員 351人 稼働率19% 多目的室：利用人員14,468人 稼働率60% 和室：利用人員828人 稼働率15%</p> <p>(運用) 産業福祉センターは産業振興の観点から、市内事業所・企業が自らの経営改善等を目的とした活動のために使用する際には、使用料を徴収しておらず、基本的には市内企業の活動を支援することを目的に貸し館業務を行っている。従って、条例上、利用できるのは市内の企業及びその従業員、市内の企業及びその従業員によって構成される団体となっているが、市内事業所・企業等が使用せず施設が空いている場合には、他の利用者も受け入れている。</p>						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない				
		<input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	15,582,759円	84.0%	13,878,067円	95.4%	-1,704,692円	11.4
		人件費	2,960,112円	16.0%	668,304円	4.6%	-2,291,808円	-11.4
		合計	18,542,871円	100.0%	14,546,371円	100.0%	-3,996,500円	
歳入	使用料	1,389,750円	7.5% ※	1,716,550円	11.8% ※	326,800円	4.3	

【利用者との負担割合の比較】 ※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	63.3%	36.7%	86.4%	13.6%	23.1	-23.1

### 小作駅前駐車場使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		(設置目的) 小作駅前地区の商業施設等を利用する者の利便に資するとともに、地域の活性化を図るため (機能) 普通自動車(40台)、大型および普通自動二輪車の駐車可 (利用状況) H24実績 年間 25,288台 (月平均 2,107台、日平均69台)						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある <input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない <input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成23年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	2,022,726円	75.2%	2,075,960円	75.6%	53,234円	0.4
		人件費	668,304円	24.8%	668,304円	24.4%	0円	-0.4
		合計	2,691,030円	100.0%	2,744,264円	100.0%	53,234円	
歳入	使用料	17,536,200円	651.7% ※	17,342,200円	631.9% ※	-194,000円	-19.8	

【利用者との負担割合の比較】 ※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成23年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	2500.0%	-2400.0%	2500.0%	-2400.0%	0.0	0.0

### 動物公園駐車場使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		平成22年1月に羽村市緊急経済財政対策会議により緊急経済財政対策方針が示された。この中で歳入の確保の一つとして、市有財産の有効活用や使用料の適正化を図ることとされた。 平成22年3月30日に羽村市営駐車場条例が制定され、動物公園駐車場有料化については、同年6月1日施行実施された。 平面利用型駐車場で、土・日曜・祭日のみ有料として料金を徴収している。 駐車場整理及び収納業務等は シルバー人材センターに委託し運営している。 平成22年度からの利用状況は次のとおりである。 H22年度 19,726台(内大型 2台) 5,919,200円 H23年度 32,923台(内大型12台) 9,888,900円 H24年度 33,224台(内大型 9台) 10,192,500円						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある <input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない <input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成23年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	8,111,689円	86.2%	8,355,191円	85.6%	243,502円	-0.6
		人件費	1,300,262円	13.8%	1,400,065円	14.4%	99,803円	0.6
		合計	9,411,951円	100.0%	9,755,256円	100.0%	343,305円	
歳入	使用料	9,888,900円	105.1% ※	10,192,500円	104.5% ※	303,600円	-0.6	

【利用者との負担割合の比較】 ※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成23年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	105.1%	-5.1%	104.5%	-4.5%	-0.6	0.6

### 公園運動場使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		市民がスポーツ・レクリエーション等を通じ、健康で文化的な生活を送れることを目的としている。野球・サッカー・ソフトボール・陸上競技・フィールドゴルフ・レクリエーション行事等に使用されている。平成24年度使用実績：3,608件、186,190人						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある		
		<input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある						
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	41,901,126円	78.2%	37,651,822円	77.4%	-4,249,304円	-0.7
		人件費	11,707,464円	21.8%	10,978,492円	22.6%	-728,972円	0.7
		合計	53,608,590円	100.0%	48,630,314円	100.0%	-4,978,276円	
歳入	使用料	2,403,480円	4.5% ※	3,132,820円	6.4% ※	729,340円	2.0	

#### 【利用者との負担割合の比較】

※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	77.1%	22.9%	81.1%	18.9%	4.0	-4.0

### 公園夜間照明使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		多くの市民がより一層スポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を設けるため、施設整備を行っている。野球・テニス・ソフトボール・陸上競技・レクリエーション等に使用されている。平成24年度使用実績：1,142件、10,242人						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input type="checkbox"/> 減免規定がある		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある		
		<input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある						
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	7,461,605円	94.7%	6,657,240円	95.4%	-804,365円	0.7
		人件費	417,473円	5.3%	323,903円	4.6%	-93,570円	-0.7
		合計	7,879,078円	100.0%	6,981,143円	100.0%	-897,935円	
歳入	使用料	1,855,950円	23.6% ※	2,550,380円	36.5% ※	694,430円	13.0	

#### 【利用者との負担割合の比較】

※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	112.1%	-12.1%	122.3%	-22.3%	10.2	-10.2

### 富士見公園クラブハウス使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。ミーティングルーム(第1・第2)、更衣室等がある。 平成24年度実績:607件、8,565人						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない				
		<input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	7,752,559円	97.6%	7,598,158円	95.5%	-154,401円	-2.1
		人件費	190,864円	2.4%	359,597円	4.5%	168,733円	2.1
		合計	7,943,423円	100.0%	7,957,755円	100.0%	14,332円	
歳入	使用料	140,390円	1.8% ※	177,010円	2.2% ※	36,620円	0.5	

【利用者との負担割合の比較】 ※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減		
	利用者	市	利用者	市	利用者	市	
施設全体の負担割合		50.8%	49.2%	47.2%	52.8%	-3.6	3.6

### 学校施設夜間照明使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		社会教育及び社会体育の普及並びに、社会教育関係団体等の活動を支援することを目的として、整備・設置している。コイン1枚で1時間照明が点灯する。東小・三中ともにサッカー団体の利用が多い。 平成24年度使用実績:329件(東小145件、三中184件)、7,908人						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input type="checkbox"/> 減免規定がある		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない				
		<input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	3,409,012円	97.7%	3,587,757円	95.2%	178,745円	-2.5
		人件費	78,604円	2.3%	179,703円	4.8%	101,099円	2.5
		合計	3,487,616円	100.0%	3,767,460円	100.0%	279,844円	
歳入	使用料	349,700円	10.0% ※	624,000円	16.6% ※	274,300円	6.5	

【利用者との負担割合の比較】 ※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減		
	利用者	市	利用者	市	利用者	市	
施設全体の負担割合		70.3%	29.7%	64.8%	35.2%	-5.5	5.5

### スポーツセンター使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		市民の体育・スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とする。ホール(大・小)、柔道場、卓球室、トレーニングルーム(ジム・スタジオ)、会議室、和室がある。 平成24年実績 ホール貸切:1,446件、37,066人 個人利用:33,776人						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input type="checkbox"/> 減免規定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない				
		<input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	70,947,650円	89.9%	58,487,522円	88.9%	-12,460,128円	-1.0
		人件費	7,990,800円	10.1%	7,321,036円	11.1%	-669,764円	1.0
		合計	78,938,450円	100.0%	65,808,558円	100.0%	-13,129,892円	
歳入	使用料	11,608,002円	14.7% ※	5,610,265円	8.5% ※	-5,997,737円	-6.2	

【利用者との負担割合の比較】

※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	44.6%	55.4%	55.9%	44.1%	11.3	-11.3
貸切施設の負担割合	46.7%	53.3%	59.8%	40.2%	13.1	-13.1
個人利用施設の負担割合	21.5%	78.5%	12.7%	87.3%	-8.8	8.8

### 堰下レクリエーション広場使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		市民の健全な野外活動を推進するため設置している。レクリエーション活動を楽しむため芝生広場を、キャンプ活動等ができるようテントサイトを、キャンプファイア・バーベキューができるよう営火場を、その他炊事場やトイレ等を整備している。平成24年度実績:61件、3,848人						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない				
		<input type="checkbox"/> 市外料金の設定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある				
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	1,301,860円	55.9%	1,367,371円	58.8%	65,511円	2.9
		人件費	1,026,105円	44.1%	956,295円	41.2%	-69,810円	-2.9
		合計	2,327,965円	100.0%	2,323,666円	100.0%	-4,299円	
歳入	使用料	62,100円	2.7% ※	60,200円	2.6% ※	-1,900円	-0.1	

【利用者との負担割合の比較】

※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	80.9%	19.1%	80.7%	19.3%	-0.2	0.2

### 生涯学習センターゆとろぎ使用料

施設の設置目的、機能、利用状況		市民が生涯にわたって学習する機会を広く提供することにより、市民の生涯学習の振興及び普及を図ることを目的として施設を設置している。 大小ホールなどを活用した文化芸術活動を促進するとともに、様々な学習活動、市民の交流を支援する。 平成24年度利用実績：利用率(全施設計)44.5%、290,735人						
減免規定、市外料金の設定の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 減免規定がある		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定はない		<input type="checkbox"/> 減免規定と市外料金の設定が両方ある		
区 分		平成20年度		平成24年度		増 減		
コスト	総事業費	事業費	137,027,153円	87.3%	126,094,355円	87.3%	-10,932,798円	0.0
		人件費	19,977,000円	12.7%	18,302,592円	12.7%	-1,674,408円	0.0
		合計	157,004,153円	100.0%	144,396,947円	100.0%	-12,607,206円	
歳入	使用料	21,731,785円	13.8% ※	24,986,055円	17.3% ※	3,254,270円	3.5	

【利用者との負担割合の比較】

※ コスト合計に対する使用料の割合

区 分	平成20年度		平成24年度		増 減	
	利用者	市	利用者	市	利用者	市
施設全体の負担割合	60.7%	39.3%	65.1%	34.9%	4.4	-4.4

## (2) 手数料

### 放置自転車等撤去手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C = B/A(%)	D = A-B	E = D/A(%)
自転車	4,782	4,782	2,000	41.8%	2,782	58.2%
原動機付自転車	4,782	4,782	3,000	62.7%	1,782	37.3%

### 市政情報開示手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C = B/A(%)	D = A-B	E = D/A(%)
市民・利害関係者等	8,192	8,192	0	0.0%	8,192	100.0%
市民以外	8,192	8,192	100	1.2%	8,092	98.8%

### 印鑑登録証明手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C = B/A(%)	D = A-B	E = D/A(%)
窓口分	244	244	200	82.0%	44	18.0%
自動交付機	824	824	200	24.3%	624	75.7%

### 税務関係証明手数料

区分 1	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C = B/A (%)	D = A - B	E = D/A (%)
課税・非課税証明	239	239	200	83.7%	39	16.3%
法人証明	375	375	200	53.3%	175	46.7%
評価証明ほか	268	268	200	74.6%	68	25.4%
住宅用家屋証明	333	333	1,300	390.4%	-967	-290.4%
納税証明	205	205	200	97.6%	5	2.4%
納税証明(法人分)	275	275	200	72.7%	75	27.3%

### 都市計画証明手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
		A	B	C = B/A(%)	D = A-B	E = D/A(%)
証明手数料	1,606	1,606	200	12.5%	1,406	87.5%

その他証明手数料  
行政区域の境界証明

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
境界証明	804	804	200	24.9%	604	75.1%

住民票記載事項証明

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
窓口	244	244	200	82.0%	44	18.0%

不在住証明

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
窓口分	571	571	200	35.0%	371	65.0%
郵送分	564	564	400	70.9%	164	29.1%

不在籍証明

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
窓口分	605	605	200	33.1%	405	66.9%
郵送分	596	596	400	67.1%	196	32.9%

身分証明

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
窓口分	420	420	200	47.6%	220	52.4%
郵送分	542	542	400	73.8%	142	26.2%

道路関係証明手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
道路関係証明	804	804	200	24.9%	604	75.1%

住民基本台帳カード交付及び再交付手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
窓口	2,510	2,510	500	19.9%	2,010	80.1%

市民課閲覧手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
窓口	184	184	200	108.7%	-16	-8.7%

税務関係閲覧手数料

区分 1	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
地籍図閲覧	625	625	200	32.0%	425	68.0%

住民票交付手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
窓口分	244	244	200	82.0%	44	18.0%
郵送分	373	373	400	107.2%	-27	-7.2%
自動交付機	815	815	200	24.5%	615	75.5%

戸籍附票手数料

区分	1件あたり	区分別	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト	コスト	金額	負担率	金額	負担率
		A	B	$C = B/A(\%)$	$D = A - B$	$E = D/A(\%)$
窓口分	408	408	200	49.0%	208	51.0%
郵送分	540	540	400	74.1%	140	25.9%

可燃物処理手数料  
粗大ごみ収集手数料  
剪定枝持込手数料

粗大ごみ持込手数料  
動物の死体処理手数料  
可燃物、不燃物収集手数料(指定袋)

区分1	1kgあたり コスト(円)	区分2 カッコ内はキログラム換算値	区分別コスト (円) A	利用者負担分(手数料)		市負担分	
				金額(円) B	負担率 C=B/A (%)	金額(円) D=A-B	負担率 E=D/A (%)
可燃物処理 事業系一般廃棄物(持込) 内訳:塵芥、埋立て	40	1キログラムあたり	40	30	75.0%	10	25.0%
粗大ごみ(持込) 内訳:塵芥、埋立て	40	1キログラムあたり	40	20	50.0%	20	50.0%
粗大ごみ(収集) 内訳:塵芥、埋立て、収集	60	1キログラムあたり	60	30	50.0%	30	50.0%
動物の死体処理		1体あたり	4,302	3,000	69.7%	1,302	30.3%
剪定枝(持込) 内訳:塵芥、埋立て	40	1キログラムあたり	40	20	50.0%	20	50.0%
可燃物、不燃物収集 (指定袋) 内訳:塵芥、埋立て、収集	60	ミニ袋 5リットル(0.75)	45	7	15.6%	38	84.4%
		小袋 10リットル(1.5)	90	15	16.7%	75	83.3%
		中袋 20リットル(3.0)	180	30	16.7%	150	83.3%
		大袋 40リットル(6.0)	360	60	16.7%	300	83.3%

し尿汲取手数料

区分	1リットルあたり コスト	区分別		利用者負担分(手数料)		市負担分	
		区分	A	金額 B	負担率 C=B/A(%)	金額 D=A-B	負担率 E=D/A(%)
一般世帯の便所	147	1回あたり (159リットル)	23,373	1,000	4.3%	22,373	95.7%
一般世帯(3年経過)の便所	147	1回あたり (210.73リットル)	30,977	2,000	6.5%	28,977	93.5%
事業所の便所	147	1回あたり (357.12リットル)	52,497	3,000	5.7%	49,497	94.3%
事業所(3年経過)の便所	147	1回あたり (360リットル)	52,920	6,000	11.3%	46,920	88.7%
臨時に設置した便所	147	1回あたり (242.43リットル)	35,637	6,000	16.8%	29,637	83.2%
汚水	24	1リットルあたり	24	10	41.7%	14	58.3%

一般廃棄物処理業許可手数料

区分	1時間あたり	処理時間	区分別 コスト	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト			金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C = A × B	D	E = D/C(%)	F = C-D	G = F/C(%)
一般廃棄物収集運搬業許可手数料(新規、更新)	3,213	8.0時間	25,704	15,000	58.4%	10,704	41.6%
一般廃棄物収集運搬業変更許可手数料	3,213	8.0時間	25,704	15,000	58.4%	10,704	41.6%
一般廃棄物処分業許可手数料(新規、更新)	3,213	8.0時間	25,704	15,000	58.4%	10,704	41.6%
一般廃棄物処分業変更許可手数料	3,213	8.0時間	25,704	15,000	58.4%	10,704	41.6%
一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可証の再交付手数料	3,213	1.5時間	4,820	9,000	186.7%	-4,181	-86.7%
浄化槽清掃業許可手数料	3,213	8.0時間	25,704	15,000	58.4%	10,704	41.6%
浄化槽清掃業許可証再交付手数料	3,213	1.5時間	4,820	9,000	186.7%	-4,181	-86.7%

② 畜犬登録等手数料

区分	1時間あたり	処理時間	区分別 コスト	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト			金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C = A × B	D	E = D/C(%)	F = C-D	G = F/C(%)
犬の登録事務	4,792	35分	2,795	3,000	107.3%	-205	-7.3%
犬の鑑札再交付	4,792	20分	1,597	1,600	100.2%	-3	-0.2%
狂犬病予防注射済票交付手数料	4,792	6分	479	550	114.8%	-71	-14.8%
狂犬病予防注射済票再交付手数料	4,792	4分	319	340	106.4%	-21	-6.4%

② 下水道工事店指定事務手数料

区分	1件あたり	区分別 コスト	利用者負担分(手数料)		市負担分	
	コスト		金額	負担率	金額	負担率
	A	B	C = B/A(%)	D = A-B	E = D/A(%)	
指定工事店新規	9,642	9,642	10,000	103.7%	-358	-3.7%
指定工事店更新	4,902	4,902	5,000	102.0%	-98	-2.0%
責任技術者新規	2,680	2,680	3,000	111.9%	-320	-11.9%
責任技術者更新	2,680	2,680	2,000	74.6%	680	25.4%

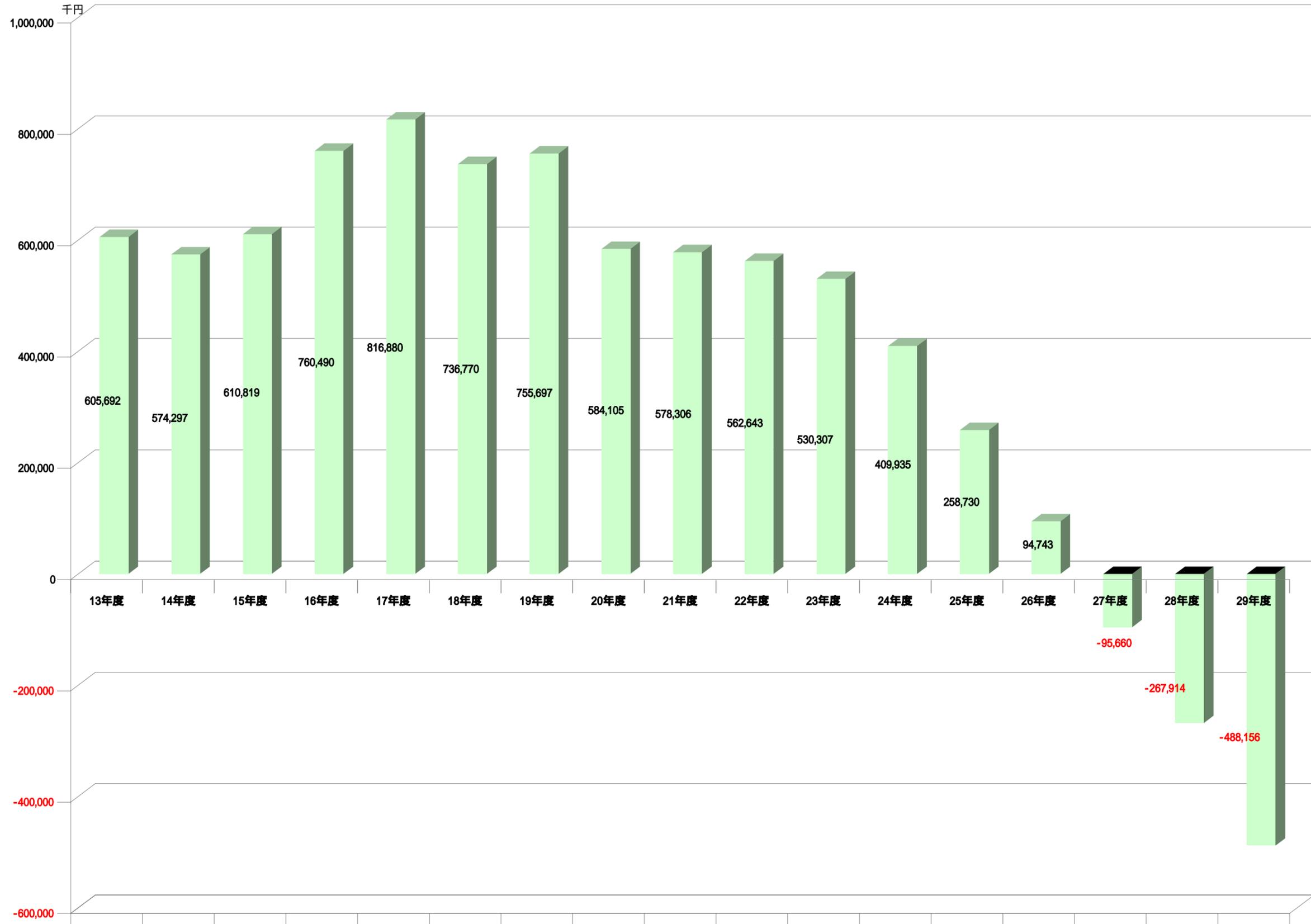
# 現行の羽村市水道事業会計財政推計

(単位:円,税込み)

# 補填財源及び資金保有額の推移

費目		平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	平成28年度 計画額	平成29年度 計画額	
資本的 収支	資本的収入	25,885,900	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	資本的支出	462,836,757	474,222,416	516,317,000	519,021,842	563,833,931	519,568,149	574,446,407	
	資本的収支不足額	436,950,857	474,222,416	516,315,000	519,019,842	563,831,931	519,566,149	574,444,407	
損 益 勘 定	減価償却費	348,731,948	334,835,880	331,887,000	328,304,000	309,127,000	306,927,000	289,342,000	
	資産減耗費	1,536,127	2,570,911	592,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	
	当年度損益勘定留保資金控除対象外消費税		28,278	0	0	0	0	0	
	過年度損益勘定留保資金	321,135,096	302,839,083	326,216,081	286,634,952	138,480,009	0	0	
	復活留保資金(前年度欠損金)	0	0	0	0	0	0	0	
	当年度純損失(非留保資金)	0	0	0	0	0	0	0	
	計	671,403,171	640,274,152	658,695,081	618,938,952	451,607,009	310,927,000	293,342,000	
当年度使用額	368,564,088	314,058,071	372,060,129	480,458,943	451,607,009	310,927,000	293,342,000		
翌年度繰越額	302,839,083	326,216,081	286,634,952	138,480,009	0	0	0		
利 益 剰 余 金	減債積立金	繰入額	63,080,088	25,355,110	35,509,750	26,086,751	10,255,043	45,253,431	21,594,646
		使用額	63,180,088	25,355,110	35,509,750	26,086,751	10,255,043	45,253,431	21,594,646
		残高	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金	繰入額	0	0	0	0	0	0	0
		使用額	0	0	0	0	0	0	0
		残高	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
	建設改良積立金	繰入額	0	0	0	0	0	0	0
		使用額	0	128,163,400	100,462,505	0	0	0	0
		残高	228,625,905	100,462,505	0	0	0	0	0
積立金残高合計(a)	230,925,905	102,762,505	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000		
未処分利益剰余金	当年度純利益(b)	25,355,110	35,509,750	26,086,751	10,255,043	45,253,431	21,594,646	41,328,523	
	繰越利益剰余金(c)	0	0	0	0	0	0	0	
	使用額(処分額)	25,355,110	35,509,750	26,086,751	10,255,043	45,253,431	21,594,646	41,328,523	
	翌年度繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	
利益剰余金残高合計(a)+(b)+(c)	256,281,015	138,272,255	28,386,751	12,555,043	47,553,431	23,894,646	43,628,523		
前年度現金保有額	562,642,910	530,307,424	409,935,371	258,729,729	94,743,078	95,659,903	267,914,315		
利益(損失)	25,355,110	35,509,750	26,086,751	10,255,043	45,253,431	21,594,646	41,328,523		
当年度留保資金	350,268,075	337,435,069	332,479,000	332,304,000	313,127,000	310,927,000	293,342,000		
消費税資本的収支調整額	5,206,681	6,645,835	8,282,616	12,474,148	15,048,519	14,790,091	19,532,364		
資本的収支不足額	436,950,857	474,222,416	516,315,000	519,019,842	563,831,931	519,566,149	574,444,407		
資金保有額	530,307,424	409,935,371	258,729,729	94,743,078	95,659,903	267,914,315	488,155,835		

# 現行の資金保有額の推移

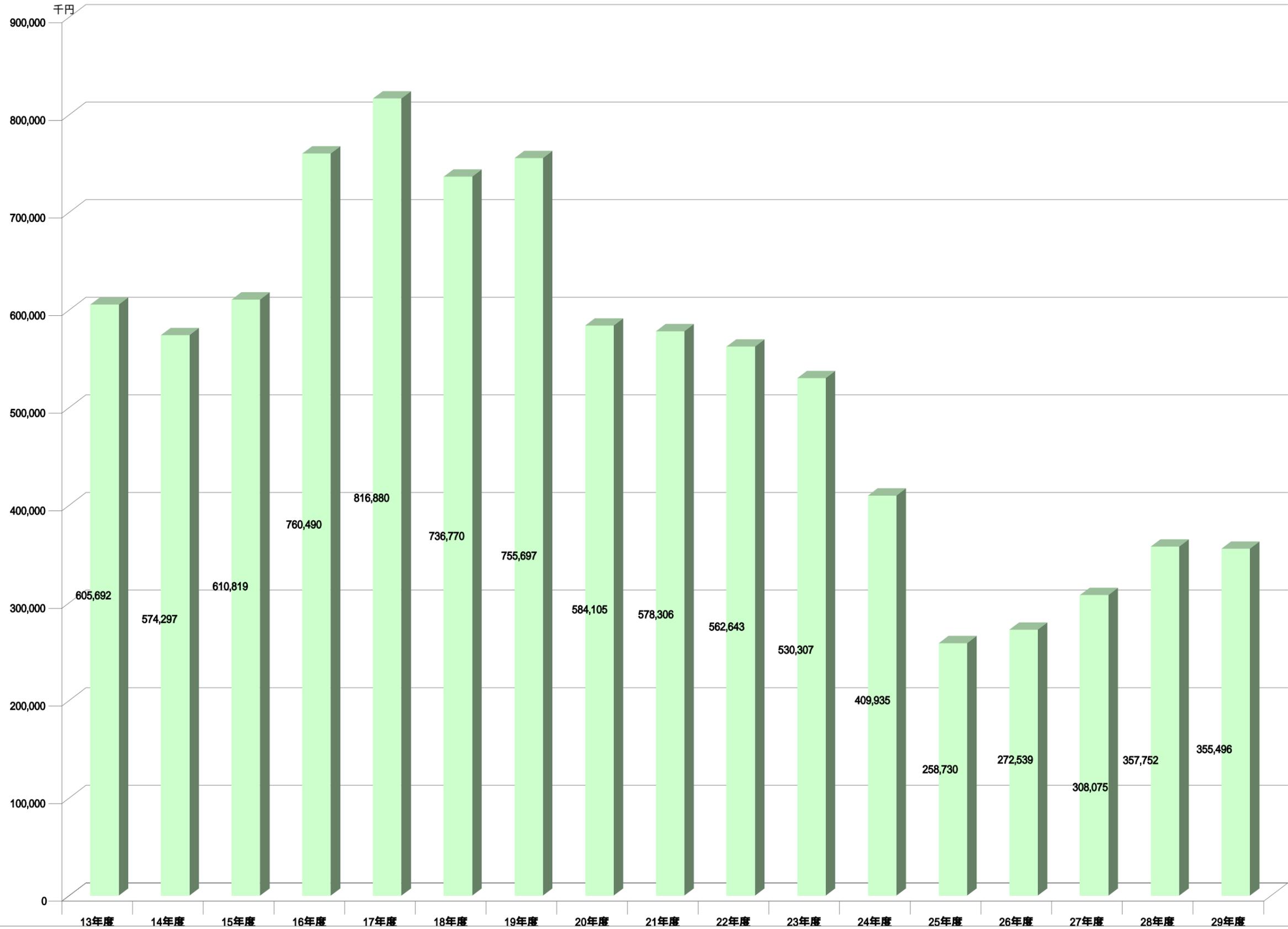


# 改定（案）実施後の羽村市水道事業会計財政推計 補填財源及び資金保有額の推移

(単位:円,税込み)

費 目		平成 24 年度 決 算 額	平成 25 年度 予 算 額	平成26年度 計 画 額	平成 27 年度 計 画 額	平成 28 年度 計 画 額	平成 29 年度 計 画 額	
資本的収支	資本的収入	0	2,000	2,000	50,001,000	50,001,000	50,001,000	
	資本的支出	474,222,416	516,317,000	519,021,842	563,833,931	520,798,716	576,932,275	
	資本的収支不足額	474,222,416	516,315,000	519,019,842	513,832,931	470,797,716	526,931,275	
留損	減価償却費	334,835,880	331,887,000	328,304,000	309,127,000	306,927,000	289,342,000	
	資産減耗費	2,570,911	592,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	
	当年度損益勘定留保資金控除対象外消費税	28,278	0	0	0	0	0	
利益	過年度損益勘定留保資金	302,839,083	326,216,081	286,634,952	138,480,009	140,873,640	216,986,446	
	復活留保資金(前年度欠損金)	0	0	0	0	0	0	
資勘	当年度純損失(非留保資金)	0	0	0	0	0	0	
	計	640,274,152	658,695,081	618,938,952	451,607,009	451,800,640	510,328,446	
金定	当年度使用額	314,058,071	372,060,129	480,458,943	310,733,369	234,814,194	312,641,511	
	翌年度繰越額	326,216,081	286,634,952	138,480,009	140,873,640	216,986,446	197,686,935	
利	減債積立金	繰入額	25,355,110	35,509,750	26,086,751	188,051,043	221,193,431	194,757,400
		使用額	25,355,110	35,509,750	26,086,751	188,051,043	221,193,431	194,757,400
		残高	0	0	0	0	0	0
益	利益積立金	繰入額	0	0	0	0	0	0
		使用額	0	0	0	0	0	0
		残高	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
剰	建設改良積立金	繰入額	0	0	0	0	0	0
		使用額	128,163,400	100,462,505	0	0	0	0
		残高	100,462,505	0	0	0	0	0
余	積立金残高合計(a)		102,762,505	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,300,000
	金	未処分利益剰余金	当年度純利益(b)	35,509,750	26,086,751	188,051,043	221,193,431	194,757,400
繰越利益剰余金(c)		0	0	0	0	0	0	
使用額(処分額)		35,509,750	26,086,751	188,051,043	221,193,431	194,757,400	211,801,134	
翌年度繰越利益剰余金		0	0	0	0	0	0	
利益剰余金残高合計(a)+(b)+(c)		138,272,255	28,386,751	190,351,043	223,493,431	197,057,400	214,101,134	
前年度現金保有額		530,307,424	409,935,371	258,729,729	272,539,078	308,075,097	357,751,872	
利益(損失)		35,509,750	26,086,751	188,051,043	221,193,431	194,757,400	211,801,134	
当年度留保資金		337,435,069	332,479,000	332,304,000	313,127,000	310,927,000	293,342,000	
消費税資本的収支調整額		6,645,835	8,282,616	12,474,148	15,048,519	14,790,091	19,532,364	
資本的収支不足額		474,222,416	516,315,000	519,019,842	513,832,931	470,797,716	526,931,275	
資金保有額		409,935,371	258,729,729	272,539,078	308,075,097	357,751,872	355,496,095	

# 改定(案)実施後の資金保有額の推移



平成25年度使用料等審議会下水道使用料関係資料(1)

各自治体段階別使用料比較表(2ヶ月換算・税抜き額)

26市		基本料金		基本料金		単位:円																平成25年7月現在	
市町名	16以下	市町名	20以下	市町名	40以下	市町名	60以下	市町名	100以下	市町名	200以下	市町名	400以下	市町名	1,000以下	市町名	2,000以下	市町名	20,000以下	市町名	20,000超		
1	八王子市	1,120	八王子市	-	あきる野市	130	東村山市	160	八王子市	170	東久留米市	204	西東京市	239	東久留米市	284	青梅市	322	青梅市	369	青梅市	369	
2	町田市	1,120	町田市	-	東久留米市	119	東久留米市	156	町田市	170	八王子市	200	東久留米市	235	西東京市	283	清瀬市	319	狛江市	363	狛江市	363	
3	多摩市	1,120	多摩市	-	青梅市	113	国立市	150	多摩市	170	町田市	200	八王子市	230	清瀬市	275	東久留米市	318	清瀬市	363	清瀬市	363	
4	稲城市	1,120	稲城市	-	八王子市	110	清瀬市	149	稲城市	170	多摩市	200	町田市	230	八王子市	270	狛江市	314	東久留米市	357	東久留米市	357	
5	日野市	1,120	日野市	-	町田市	110	あきる野市	145	日野市	170	稲城市	200	多摩市	230	町田市	270	八王子市	310	八王子市	345	八王子市	345	
6	青梅市	1,154	青梅市	-	多摩市	110	東大和市	144	青梅市	170	日野市	200	稲城市	230	多摩市	270	町田市	310	町田市	345	町田市	345	
7	武蔵野市	900	西東京市	-	稲城市	110	青梅市	144	あきる野市	170	青梅市	200	日野市	230	稲城市	270	多摩市	310	多摩市	345	多摩市	345	
8	西東京市	820	武蔵野市	-	日野市	110	八王子市	140	東村山市	160	あきる野市	200	青梅市	230	日野市	270	稲城市	310	稲城市	345	稲城市	345	
9	三鷹市	-	東久留米市	1,260	国立市	110	町田市	140	西東京市	157	東村山市	195	あきる野市	230	青梅市	270	日野市	310	日野市	345	日野市	345	
10	府中市	-	東村山市	1,120	小平市	105	多摩市	140	東久留米市	156	西東京市	189	東村山市	230	あきる野市	270	あきる野市	310	あきる野市	345	あきる野市	345	
11	昭島市	-	国分寺市	1,090	清瀬市	105	稲城市	140	国立市	150	清瀬市	187	清瀬市	220	東村山市	270	東村山市	310	東村山市	345	東村山市	345	
12	調布市	-	国立市	1,080	東大和市	102	日野市	140	清瀬市	149	国立市	180	国立市	215	狛江市	266	三鷹市	308	東大和市	340	東大和市	340	
13	小金井市	-	あきる野市	1,060	東村山市	100	狛江市	128	東大和市	144	狛江市	176	狛江市	211	東大和市	264	西東京市	306	武蔵村山市	334	福生市	335	
14	小平市	-	立川市	1,060	国分寺市	100	西東京市	126	狛江市	128	東大和市	174	東大和市	210	国立市	255	東大和市	300	国分寺市	330	武蔵村山市	334	
15	東村山市	-	狛江市	1,056	西東京市	88	小平市	125	小平市	125	国分寺市	170	三鷹市	204	立川市	245	国立市	295	西東京市	328	国分寺市	330	
16	国分寺市	-	武蔵村山市	1,008	狛江市	87	立川市	115	国分寺市	125	小平市	155	国分寺市	200	三鷹市	245	立川市	285	立川市	325	西東京市	328	
17	国立市	-	清瀬市	968	調布市	81	国分寺市	115	立川市	115	立川市	150	立川市	200	国分寺市	240	国分寺市	280	昭島市	324	立川市	325	
18	立川市	-	東大和市	960	武蔵村山市	78	昭島市	108	昭島市	108	昭島市	145	昭島市	189	昭島市	232	昭島市	280	三鷹市	308	昭島市	324	
19	福生市	-	昭島市	930	昭島市	76	小金井市	105	小金井市	105	調布市	144	小平市	175	小金井市	210	小金井市	250	国立市	295	三鷹市	308	
20	狛江市	-	小平市	910	立川市	75	調布市	98	調布市	98	小金井市	135	調布市	172	小平市	210	小平市	250	小金井市	290	国立市	295	
21	東大和市	-	三鷹市	800	羽村市	72	武蔵村山市	98	武蔵村山市	98	武蔵村山市	136	小金井市	170	調布市	201	武蔵村山市	264	小平市	285	小金井市	290	
22	清瀬市	-	羽村市	704	小金井市	70	羽村市	96	羽村市	96	羽村市	120	武蔵村山市	166	武蔵村山市	196	調布市	227	羽村市	253	小平市	285	
23	東久留米市	-	調布市	700	福生市	64	府中市	76	府中市	76	福生市	105	羽村市	150	羽村市	186	羽村市	209	福生市	245	羽村市	253	
24	武蔵村山市	-	小金井市	700	府中市	56	三鷹市	77	三鷹市	77	三鷹市	104	福生市	130	福生市	155	福生市	200	調布市	227	調布市	227	
25	羽村市	-	福生市	640	武蔵野市	50	福生市	75	福生市	75	府中市	95	府中市	116	府中市	141	府中市	166	府中市	192	府中市	192	
26	あきる野市	-	府中市	532	三鷹市	44	武蔵野市	60	武蔵野市	65	武蔵野市	75	武蔵野市	85	武蔵野市	100	武蔵野市	130	武蔵野市	180	武蔵野市	180	
	平均	1,059		828		91		121		130		163		197		236		276		312		315	
<b>町村</b>																							
27	瑞穂町	-	日の出町	1,260	日の出町	130	日の出町	145	日の出町	170	日の出町	200	日の出町	230	日の出町	270	日の出町	310	瑞穂町	355	瑞穂町	355	
28	日の出町	-	瑞穂町	1,010	奥多摩町	110	奥多摩町	140	奥多摩町	170	奥多摩町	200	奥多摩町	230	奥多摩町	270	奥多摩町	310	日の出町	345	日の出町	345	
29	奥多摩町	1,120	奥多摩町	-	桧原村	110	桧原村	140	桧原村	170	桧原村	200	桧原村	230	桧原村	270	桧原村	310	奥多摩町	345	奥多摩町	345	
30	桧原村	1,120	桧原村	-	瑞穂町	95	瑞穂町	110	瑞穂町	110	瑞穂町	140	瑞穂町	180	瑞穂町	215	瑞穂町	280	桧原村	345	桧原村	345	

平成25年度使用料等審議会下水道使用料関係資料(2)

歳入歳出決算状況及び財政推計額

1.歳入

(単位:千円)

年 度		平成22年度 (決算額)	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (予算額)	平成26年度 (計画額)	平成27年度 (計画額)	平成28年度 (計画額)	平成29年度 (計画額)
歳 入	1 使 用 料	783,040	717,080	725,892	723,755	731,415	738,068	744,733	744,646
	2 国 庫 支 出 金			2,500	15,300	5,000			10,000
	3 都 支 出 金			125	525	250	700	1,200	500
	4 繰 入 金	648,728	608,950	462,000	419,535	388,080	378,398	351,244	326,555
	5 繰 越 金	13,788	23,730	15,798	1	1	1	1	1
	6 諸 収 入	984	123	1,020	1,151	1,023	1,023	1,023	1,023
	7 市 債	399,600	31,500	40,600	119,200	70,250	77,351	97,886	78,751
	8 分 担 金 及 び 負 担 金								
	9 財 産 収 入				33				
歳入合計		1,846,140	1,381,383	1,247,935	1,279,500	1,196,019	1,195,541	1,196,087	1,161,476

2.歳出

(単位:千円)

年 度		平成22年度 (決算額)	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (予算額)	平成26年度 (計画額)	平成27年度 (計画額)	平成28年度 (計画額)	平成29年度 (計画額)
歳 出	1 総 務 費	442,740	456,408	422,919	501,248	518,050	537,049	553,445	548,515
	2 事 業 費	35,792	51,587	62,526	162,061	105,859	111,552	131,907	120,696
	3 公 債 費	1,330,090	833,860	732,498	615,190	571,109	545,939	509,734	491,264
	4 予 備 費				1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	5 諸 支 出 金	13,788	23,730	15,798	1	1	1	1	1
歳出合計		1,822,410	1,365,585	1,233,741	1,279,500	1,196,019	1,195,541	1,196,087	1,161,476

3.処理費にかかる比較表

年 度		平成22年度 (決算額)	平成23年度 (決算額)	平成24年度 (決算額)	平成25年度 (予算額)	平成26年度 (計画額)	平成27年度 (計画額)	平成28年度 (計画額)	平成29年度 (計画額)
比較項目									
年間有収水量(千m <sup>3</sup> ) A		7,427	7,195	7,073	7,203	7,100	7,100	7,100	7,100
使用料収入(千円) B		783,040	717,080	725,892	723,755	731,415	738,068	744,733	744,646
汚水処理費(千円) C		953,845	888,413	765,718	764,951	707,642	701,733	694,740	688,310
汚水処理公費負担分(千円) C - B = D		170,805	171,333	39,826	41,196	23,773	36,335	49,993	56,336
汚水処理公費負担分(%) D / C = E		17.9	19.3	5.2	5.4	3.4	5.2	7.2	8.2
単 価	使用料単価(円) B / A = F	105.4	99.7	102.6	100.5	103.0	104.0	104.9	104.9
	汚水処理原価(円) C / A = G	128.4	123.5	108.3	106.2	99.7	98.8	97.9	96.9
	公費負担超過額(円) G - F = H	23.0	23.8	5.6	5.7	3.3	5.1	7.0	7.9
	使用料回収率(%) F / G = I	82.1	80.7	94.8	94.6	103.4	105.2	107.2	108.2

年間有収水量  
汚水処理費  
使用料単価  
汚水処理原価  
使用料回収率

羽村市内で使用され、排出された一年間の全水量。  
汚水処理にかかる維持管理費及び同じく汚水処理にかかる元利償還費の合計。  
使用料を年間有収水量で除した数値。1m<sup>3</sup>あたりの平均使用料。  
汚水処理費を年間有収水量で除した数値。1m<sup>3</sup>あたりの処理経費。  
使用料単価を汚水処理原価で除した数値。100が基準。  
( 使用料で汚水処理費をどのくらい賄えるかを表す数値。 )

## 市外料金の設定について

### (羽村市の現状)

羽村市では、2施設で導入している。市外料金は通常料金の1.5倍。

- ・スポーツセンター使用料(貸切使用料、個人使用料)
- ・スイミングセンター使用料(貸切使用料、個人使用料)

### (導入経緯)

スポーツセンター及びスイミングセンターの利用については、近隣の同種施設と比べて使用料が安いことなどから、市外利用者が多いため、市民が安心して利用できるよう、市外料金を設定している。

### (市外料金設定についての主な論点)

- ・市の公共施設は、市民の税金により建設、運営されており、受益と負担の観点から、市外利用者には応分の負担を求める。
- ・市外利用者が多い場合、市民が利用したいときに安心して利用できる環境を整える。
- ・施設を最大限有効活用する観点から、より多くの方に利用していただく。
- ・羽村市民が他市の施設を利用することもあることから、広域的な相互利用を図る。

### (他市の状況)

多摩26市のうち、貸切利用について市外料金を設定している市は、下記のとおりである。

#### 【野球場(軟式野球場・ソフトボール場)】

- ・26市中12市で市外料金を設定していて、割合としては46.2%である。
- ・市外料金設定率としては、1.5倍から3倍となっていて、平均市外料金設定率は、2.0倍である。

#### 【テニスコート(全天候型コート)】

- ・26市中10市で市外料金を設定していて、割合としては38.5%である。
- ・市外料金設定率としては、1.5倍から3倍となっていて、平均市外料金設定率は、2.1倍である。

#### 【運動場（未公認 陸上競技場）】

- ・ 26 市中 4 市で市外料金を設定していて、割合としては 15.4%である。
- ・ 市外料金設定率としては、2 倍から 3 倍となっていて、平均市外料金設定率は、2.3 倍である。

#### 【球技場（サッカー場・ラグビー場）】

- ・ 26 市中 4 市で市外料金を設定していて、割合としては 15.4%である。
- ・ 市外料金設定率としては、1.5 倍から 3 倍となっていて、平均市外料金設定率は、2.0 倍である。

#### 【体育館（メインアリーナ）】

- ・ 26 市中 7 市で市外料金を設定していて、割合としては 26.9%である。
- ・ 市外料金設定率としては、1.5 倍から 6 倍となっていて、平均市外料金設定率は、2.3 倍である。（武蔵野市は 3～6 倍であり、3 倍で算出）

#### 【トレーニングルーム】

- ・ 26 市中 7 市で市外料金を設定していて、割合としては 26.9%である。
- ・ 市外料金設定率としては、1.5 倍から 2 倍となっていて、平均市外料金設定率は、1.9 倍である。

#### 【公民館・市民会館】

- ・ 26 市中 10 市で市外料金を設定していて、割合としては 38.5%である。
- ・ 市外料金設定率としては、1.1 倍から 2 倍となっていて、平均市外料金設定率は、1.4 倍である。

#### （その他）

羽村市：生涯学習施設、スポーツセンター、スイミングセンター、公園運動場については、市民が優先的に利用できるよう、施設予約の開始日に差を設けている。（市民は 7 日～10 日早く予約できる。）

立川市・あきる野市：体育館等スポーツ施設、公園運動場については、施設予約の開始日に差を設けている。  
（市民は約 1 ヶ月早く予約できる。）

昭島市：体育館等スポーツ施設、公民館については、施設予約の開始日に差を設けている。（市民は 10 日～約 1 ヶ月早く予約できる。）

なお、上記 4 市において、個人利用の場合は、市民優先の仕組みはない。

市外料金に関する他市比較一覧

No.	市名	野球場(軟式野球場・ソフトボール場)			テニスコート(全天候型コート)			運動場(未公認 陸上競技場)			球技場(サッカー場・ラグビー場)			体育館(メインアリーナ・トレーニングルーム)				公民館・市民会館									
		施設名	使用料		市外料金	施設名	使用料		施設名	使用料		施設名	使用料		メインアリーナ		トレーニングルーム		施設名	使用料		市外料金					
			1回	単位			1回	単位		1回	単位		1回	単位	1回	単位	市外料金	大人		単位	市外料金		1回	単位			
1	羽村市	武蔵野公園	600	2h		富士見公園	300	2h				宮の下公園	1,200	2h		24,000	全日	市外1.5倍	100	4H	市外1.5倍	生涯学習センターゆとりぎ	106,000	全日			
2	八王子市	北野公園	4,000	2h		滝が原運動場	1,000	2h		滝が原運動場	2,000	2h	滝が原運動場	2,000	2h	25,000	全日		300			新八王子市民会館	214,000	全日			
3	立川市	見影橋公園	400	2h	市外2倍	錦町庭球場	800	2h	市外2倍							40,000	全日		200	2H	市外2倍	立川市民会館	214,000	全日			
4	武蔵野市	武蔵野軟式野球場	2,000	2h		武蔵野庭球場	1,000	2h	市外2倍							42,480	全日	市外(3-6倍)	400	1回		武蔵野市民文化会館	270,000	全日			
5	三鷹市	大沢総合グラウンド	3,000	2h		大沢総合グラウンド	1,500	2h		大沢総合グラウンド	3,000	2h	大沢野川グラウンド	3,000	2h	9,600	全日		250			三鷹市芸術文化センター	100,000	全日			
6	青梅市	ちがむら球技場	2,000	2h		永山公園総合運動場	800	2h		永山公園総合運動場	2,400	2h	東原公園球技場	2,400	2h	33,000	全日		200	1区分		青梅市民会館	38,500	全日			
7	府中市	市民第1野球場	1,000	2h	市外2倍	平和の森庭球場	800	2h	市外2倍				市民サッカー場	1,600	2h	23,000	全日	市外2倍	200	1回	市外2倍	ルミエール府中	70,200	全日	市外2倍		
8	昭島市	大神公園	0			なし				昭和公園	7,500	2h	市外2倍	大神公園	0	2h	25,000	全日		290	2H		昭島市民会館	191,000	全日		
9	調布市	調布市民野球場	1,200	2h	市外2倍	緑ヶ丘テニスコート	2,400	2h					調布基地跡地運動広場	0	2h	28,000	全日		400	2.5H		調布グリーンホール	203,900	全日	市外1.2倍		
10	町田市	市民球場	3,000	2h		相原中央テニスコート	1,000	2h					上の原グラウンド	2,000	2h	8,700	3h		300	3H		町田市民ホール	67,000	全日			
11	小金井市	上水公園	0			小金井市テニスコート	1,600	2h	市外1.5倍	上水公園運動施設	0	2h		上水公園	0		26,400	全日		400	2H		小金井市民交流センター	102,000	全日	市外1.5倍	
12	小平市	中央公園グラウンド	1,700	2h		天神テニスコート	1,500	2h	市外1.5倍	中央公園グラウンド	1,700	2h	市外2倍			15,000	2.5h		200	1.25H		小平市民文化会館	248,400	全日			
13	日野市	多摩川グラウンド	0	2h		旭が丘中央公園	700	2h					清川スポーツ公園グラウンド	4,000	2h	10,000	全日		100	1区分		ひの煉瓦ホール	100,000	全日	市外1.1倍		
14	東村山市	東村山市運動公園	3,600	2h		運動公園	900	2h								46,500	全日		200	1区分		中央公民館	85,800	全日	市外1.2倍		
15	国分寺市	市民けやき運動場	2,000	2h		戸倉第二テニスコート	1,600	2h								24,000	全日		300	1区分		国分寺市民いずみホール	37,200	全日	市外2倍		
16	国立市	河川敷公園	2,000	2h	市外1.5倍	流域下水処理場広場	1,200	2h					河川敷公園	2,000	2h	市外1.5倍	10,400	全日		300	2H		くにたち市民芸術ホール	50,700	全日		
17	福生市	加美平野球場	1,000	2h	市外3倍	武蔵野台テニスコート	1,600	2h	市外3倍	市営競技場	3,000	2h	市外3倍	南公園	600	2h	市外3倍	1,600	1h	市外3倍	150	1.5H		福生市民会館	143,000	全日	
18	狛江市	市民グラウンド	2,400	2h	市外2倍	元和泉市民テニスコート	1,400	2h		市民グラウンド	2,400	2h	市外2倍			5,200	2.25h	市外2倍	250		市外2倍	エコルマホール	136,300	全日			
19	東大和市	上仲原公園野球場	2,400	2h		上仲原公園運動施設	600	2h					桜が丘市民広場	2,400	2h	48,000	全日		300	2.5H		ハミングホール	88,000	全日	市外1.1倍		
20	清瀬市	下宿第三運動公園	3,000	2h	市外1.5倍	下清瀬運動公園	500	2h	市外1.5倍				清瀬内山運動公園	5,000	2h	市外1.5倍	10,500	全日	市外1.5倍				清瀬けやきホール	52,000	全日	市外1.5倍	
21	東久留米市	滝山球場	1,200	2h	市外1.5倍	なし										10,400	全日		300	2H	市外1.5倍	まろにえホール	57,400	全日	市外1.5倍		
22	武蔵村山市	大南公園	0	1h	市内:無料 市外:400円	なし										46,000	全日	市外2倍	200		市外2倍	さくらホール	107,000	全日			
23	多摩市	諏訪北公園	2,000	2h	市外2倍	諏訪北公園	1,000	2h					貝取南公園	2,000	2h	市外2倍	18,000	全日	市外2倍	200	1回	市外2倍	バルテノン多摩	216,000	全日	市外1.3倍	
24	稲城市	中央公園野球場	3,400	2h		若葉台公園テニスコート	1,000	2h	市外2倍	若葉台公園多目的広場	2,400	2h		南多摩スポーツ広場	0	2h	8,400	2.5h		300	3H		中央公民館	1,700	1h		
25	あきる野市	山田グラウンド	1,600	2h	市外3倍	秋川グリーンスポーツ公園	1,300	2h	市外3倍	富士見公園	1,200	2h				1,800	2h		300	2H		秋川キララホール	140,000	全日			
26	西東京市	向台運動場	3,000	3h	市外2倍	芝久保第二運動場	1,200	2h	市外2倍							30,400	全日		300	2H		保谷こもれびホール	74,000	全日			

市外設定	12市
割合	46.2%
平均市外料金設定率	2.0倍

平均市外料金設定率は武蔵村山市を除いて算出

市外設定	10市
割合	38.5%
平均市外料金設定率	2.1倍

市外設定	4市
割合	15.4%
平均市外料金設定率	2.3倍

市外設定	4市	市外設定	8市	市外設定	7市
割合	15.4%	割合	30.8%	割合	26.9%
平均市外料金設定率	2.0倍	平均市外料金設定率	2.1倍	平均市外料金設定率	1.9倍

武蔵野市は3倍で算出

市外設定	10市
割合	38.5%
平均市外料金設定率	1.4倍

## 減免規定について

### (羽村市の現状)

施設ごとに、その設置目的に沿った形で、減免規定を設けている。  
(別紙「羽村市の公共施設における減免規定内容」参照)

### (減免規定についての主な論点)

- ・施設の設置目的に沿った形で、減免の適用範囲を設定する。
- ・公共施設共通の減免基準を設定する。
- ・受益者負担の原則、利用者間の公平性、公正性の観点から、減免の適用範囲は限定的とする。
- ・市民活動の活性化、生涯学習の推進の観点から、減免の適用範囲を広げる。

### (他市の減免についての考え方(抜粋))

- 青梅市 ・法令等により減免の規定がされているものについては、それぞれの行政サービスごとに適切な対応を図ることとする。
- 東村山市 ・原則有料で免除は特例である。福祉関係団体、高齢者・児童関係団体は免除から外すことが妥当である。
- 多摩市 ・減免規定を適用する場合には、市民の皆さんにわかりやすく、誰からみても必要と考えられる範囲に限定する。
- 西東京市 ・減免はあくまでも政策的で例外的な措置であることを再認識し、その適用については、真に止むを得ないものに限定する必要がある。
- 多摩地区の市で、「使用料についての基本方針」等を定めていることを確認できたものを掲載。

### (他市の状況)

- ・減免対象団体は、主に、「市」、「教育委員会」、「官公署」、「学校」、「福祉関係」、「社会教育関係」に区別される。
- ・減免率については、立川市と羽村市において細かい区分を設定しているが、その他の市町では、100%免除か、50%減額の2通りで設定している市町が多い。
- ・施設の設置目的に沿った形で、それぞれの施設ごとに減免規定を設定している市が多く、全ての施設で統一された形とはなっていない。
- ・減免対象団体として、「高齢者団体」を明記しているのは、あきる野市(スポーツ施設・公園運動場)のみである。



羽村市の公共施設における減免規定内容

施設名	スポーツセンター	生涯学習センターゆとろぎ	堰下レクリエーション広場	公園運動場・富士見公園クラブハウス	コミュニティセンター	学習等供用施設・地域集会施設	産業福祉センター
根拠条例	体育館管理運営条例	ゆとろぎ管理運営条例	堰下レクリエーション広場条例 堰下レクリエーション広場条例施行規則	市立公園条例 市立公園条例施行規則	コミュニティセンター条例	学習等供用施設の設置等に関する条例	産業福祉センター条例
	第16条	第13条	条例第8条・規則第8条	条例第11条・規則第10条	第10条	第6条	第9条
免 除	市・教育委員会	市・教育委員会	市・教育委員会	市・教育委員会	市	市	市
					その他（市内の公益的法人等）		
						町内会	市内企業
							市内企業構成団体
							羽村市商工会 （産業振興活動のための使用）
	学校関係	学校関係	学校関係	学校関係			
	町内会（大会使用の場合）		町内会（大会使用の場合）	町内会（大会使用の場合）			
	町内会・社会教育関係 （市内青少年対象事業）		町内会・社会教育関係 （市内青少年対象事業）	町内会・社会教育関係 （市内青少年対象事業）			
	福祉関係	福祉関係	福祉関係				
福祉関係（市内団体）		福祉関係（市内団体）					
7 減 額 5 %	社会教育関係 （市又は教育委員会の後援事業）	社会教育関係 （市又は教育委員会の後援事業）	社会教育関係 （市又は教育委員会の後援事業）	社会教育関係 （市又は教育委員会の後援事業）			
5 減 額 0 %	官公署	官公署	官公署	官公署	福祉関係（市内の福祉団体）		
		その他 （例：PTA、消防団、町内会など） 使用目的による			官公署		
	福祉関係（市外団体）		福祉関係（市外団体）				
	社会教育関係 （市の代表として参加するための練習）		社会教育関係 （市の代表として参加するための練習）	社会教育関係 （市の代表として参加するための練習）			
	社会教育関係（大会使用の場合）		社会教育関係（大会使用の場合）	社会教育関係（大会使用の場合）			
2 減 額 5 %	町内会・社会教育関係 （通常活動の使用の場合）	社会教育関係 （通常活動の使用の場合）	社会教育関係 （通常活動の使用の場合）	社会教育関係 （通常活動の使用の場合）			
そ の 他	その他（教育委員会が認めるとき）	その他（教育委員会が認めるとき）	その他（教育委員会が認めるとき）	その他（市長が認めるとき）	その他（市長が認めるとき）	その他（市長が認めるとき）	その他（市長が認めるとき）

### 3 審議会の開催経過

日 程	開 催 日	審 議 内 容 等
第 1 回	平成 25 年 5 月 24 日（金）	(1) 市長から審議会委員の委嘱状の伝達 (2) 会長及び職務代理者の選出 (3) 審議会の傍聴の定めを決定 (4) 諮問及び諮問事項の内容説明 (5) 審議日程の調整 (6) 市の財政状況の説明 (7) 公共施設使用料等設定にあたっての算定基準について審議
第 2 回	平成 25 年 6 月 25 日（火）	(1) 各手数料の適正化について審議
第 3 回	平成 25 年 7 月 17 日（水）	(1) 各手数料の適正化について審議 (2) 各使用料の適正化について審議 (3) 下水道使用料の適正化について審議
第 4 回	平成 25 年 7 月 23 日（火）	(1) 各使用料の適正化について審議 (2) 水道料金の適正化について審議
第 5 回	平成 25 年 8 月 20 日（火）	(1) 水道料金の適正化について審議
第 6 回	平成 25 年 9 月 5 日（木）	(1) 各使用料の適正化について審議
第 7 回	平成 25 年 9 月 18 日（火）	(1) 各施設使用料における市外料金の設定と減免規定等について審議 (2) 答申（案）の審議
第 8 回	平成 25 年 10 月 10 日（水）	(1) 答申（案）の審議
答 申	平成 25 年 10 月 15 日（火）	(1) 答申書を市長に提出

#### 4 羽村市使用料等審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
市の公共施設の管理を受託している団体の代表者	田 村 義 明	
市の公共施設の利用に係わる団体等の代表者	市 野 明	
	宇 津 木 牧 夫	
	加 瀬 哲 夫	
公 共 的 団 体 の 代 表 者	内 田 正 敏	
知 識 経 験 者	矢 部 久 子	会 長
	須 藤 道 夫	
	河 村 孝 子	職 務 代 理
その他市長が必要と認める者	福 島 美 樹 子	
	橋 本 唯 隆	

